平成29(2017)年度

自己点検・評価報告書

平成30年3月

武蔵野音楽大学

目 次

第１ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 1

第２ 沿革と現況 5

第３ 基準に基づく自己評価 8

基準Ⅰ 使命・目的等 8

基準Ⅱ 学修と教授 17

基準Ⅲ 経営・管理と財務 59

基準Ⅳ 自己点検・評価 78

基準Ⅴ 演奏活動 84

基準Ⅵ 社会連携 86

第１ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．建学の精神・教育方針

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、建学の精神を「〈和〉のこころ」と定め、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校は、各種学校として昭和 4(1929)年に武蔵野の地（現在の東京都練馬区）に創立した。

創立者福井直秋は、西洋音楽の美に深く感動し、この音楽美の探求には西洋の歴史、文化そして思想を含めた音楽の正しい理解が不可欠であると確信した。それまで長年にわたり音楽教育に従事してきた創立者は、「音楽芸術の研鑽」及び教養に裏付けられた「人間形成」すなわち人格の陶冶は、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ち続けたが、当時はそのような理想的な音楽教育を実践する場は極めて稀であった。本学の開設には、創立者による学校の設立を強く懇請した多くの教え子たちと、創立者の熱意に共感する教職員が深く関わっており、更に善意ある無私の協力と共通理念の具体化を願う一人ひとりの物心両面にわたる「〈和〉のこころ」により、本学の創立は現実のものとなった。

創立時には、教え子たちが率先協力して自らの手で校地の選定から校名や校章の決定、そして校舎建設用地の整地作業までも行なったと記録されており、「〈和〉のこころ」があらゆる活動の原動力になるとの信念から、これを建学の精神と定めた。

この建学の精神は、創立時の各種学校から専門学校を経て大学へと発展し続けた 90 余年に及ぶ校史の中で、本学の原点として現在に至るまで脈々と受け継がれ、また、本学が直面した様々な困難をも克服し発展し続ける源となっている。

建学の精神は、教員同士あるいは職員同士だけでなく、教員と職員との相互の信頼関係の中にもしっかりと根付いており、本学での教学面及び管理運営面での力強い推進力となっている。

今日、高等教育の場では教育の質の保証が求められており、特に本学の教育方針の一つである「人間形成」に関しては、教員と職員との連携・協調、すなわち教職協働に基づく教育活動が不可欠となっている。「〈和〉のこころ」は、創立以来、本学における教員と職員の揺るぎない信頼関係の礎となっており、教員と職員との強固な連携・協調による活動を担保している。

２．使命・目的

「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「〈和〉のこころ」並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行い、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の発展に寄与すること」を学校法人武蔵野音楽学園の目的としている。（「武蔵野音楽学園寄附行為」第 3 条）

これに基づき、「武蔵野音楽大学は、建学の精神「〈和〉のこころ」を尊重し、教育方針で

ある「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を発展させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P 主義 : 礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与すること」を本学の目的としている。(武蔵野音楽大学学則第 1 条)
更に、「武蔵野音楽大学大学院は、本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与すること」を本学大学院の目的としている。(大学院学則第 1 条)

３．個性・特色

本学の建学の精神と教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」、そして実践的規範の「3P 主義」をあらためて取上げ、いかなる観点で人材の育成を行っているかについて説明し、本学の個性・特色を明らかにする。

(1)「音楽芸術の研鑽」

「音楽芸術の研鑽」は、音楽の技術的修練だけではなく、音楽芸術の正しい理解を伴ったものでなければならないという点にある。知性と感性そして技術を共に磨き、新の芸術としての音楽美を探求することにある。

具体的には、音楽芸術の研鑽過程において、

① 演奏、創作に関わる専門的技術及びこれを支える高度の音感などの専門能力を適切に教授すること。
② 専門に関わる音楽理論、音楽史など基礎的知識・技能を適切に教授すること。
③ 音楽教育、音楽研究、音楽を中心とした文化芸術活動の企画・運営・振興に関わる専門的知識・技能を適切に教授すること。
④ 音楽美の探求には、広い視点からの考察が必要であることから、教養教育(教養科目・外国語科目など)を積極的に教授すること。
⑤ これらの研鑽を通して、学生の音楽的想像力、思考力、表現力を育成すること。
⑥ 音楽の研鑽の厳しさをよく理解し、専門家を目指して真摯に音楽に取組む学修意欲を十分に引き出すこと。

などが必要である。

また、専門教育の学修課程において、大学設置基準に則った教育課程を基礎に工夫・改善を加えながらこれらを真摯に実施した上で、コンサートやオーディション、コンクールなどの実践活動への積極的な取組みを奨励し、更に校外学修などの音楽活動の実体験を積ませることが不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、音楽教育者、音楽研究者、文化芸術活動などの企画・運営を志す者など、様々な志を抱いた学生たちが集い、それぞれの頂点を目指

して互いに切磋琢磨しながら技術と知性を磨き、新の芸術としての音楽美の探求に真摯に取組んでいる。これらの学生たちが学園を巣立ち実社会に出て、様々な分野において互いに協力・協調することにより、我が国の「音楽文化の質の向上」及び「これを支える強い基盤と広い土壌の形成」に大きく寄与していくものと確信している。両者をともに追求することが、本学の建学の精神と教育方針を、現時点だけでなく将来に生かす道であると考えている。

(2)「人間形成」

「人間形成」は、「音楽芸術の研鑽」と表裏一体の関係にある。多くの先人や識者が述べているように、芸術の探求は高潔な人格と結びつくものであり、究極のところ「音楽芸術の研鑽」は「人間形成」と一致するということになる。

しかし、これはあくまでもあるべき理想の姿であり、大学教育が、成長段階にある学生への専門的能力の教授と高い教養を養い人格の完成を目指すものとするならば、専門教育の「音楽芸術の研鑽」と人格の完成を目指す「人間形成」とを便宜上分け、それぞれに相応しい具体的な教育と指導上の施策を講ずることが、より現実的かつ妥当な方策であると考える。

「人間形成」について創立者は、「芸術の深さはこれを生み出すものの人間性に影響されることは、今さらいうまでもない。この人間性が裏付けられるのは、多くは一般教育であることを考えれば、音楽するものが、この一般教育をいかに重視すべきかは自ら明瞭となるであろう。音楽大学である以上、音楽を第一義的に考えるのは申すまでもないが、しかし一般教育を無視した音楽第一主義であってはならない。」と述べている。ここでの一般教育を、文学、美学、哲学、自然科学、経済学、文化史、美術史、外国語など現行の教養教育と読替えれば、これが本学の人間形成教育の一つの重要な柱となすことは明らかである。

しかし、人間形成教育は教育課程のみで完結するものではなく、むしろ学校行事、部・同好会活動などの課外活動、地域社会や他大学との交流、学寮生活、学生の自主的活動など、平素の大学生活の一端からも学ぶべき多くのものがある。本学ではこれらの活動を積極的に支援・振興し、指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い知識と教養そして豊かな感性と品性を備えた人材を育成し、我が国の文化芸術の振興と、その確かな基盤の形成に寄与することを目指している。

(3)「３Ｐ主義」

本学では、建学の精神「〈和〉のこころ」に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に即した教育を進めるにあたり、人間相互の理解と尊重とを重視するとともに、礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)の 3 つを「3P 主義」と呼び、平素の身近な生活において、学生のみならず教職員にも実践することを求めている。

「礼儀」とは、日々の挨拶から始まりマナーを徹底することであり、「清潔」とは、環境面だけでなく精神面での清潔を求めるものであり、「時間厳守」とは、日常の集団生活での

約束事の遵守の第一歩であると位置づけている。
平成 14(2002)年の中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」では、新しい時代に求められる教養の一つの要素として礼儀作法をはじめとした形から入ることによって、身体感覚として身につけられる「修養的教養」が重要な意義を持つとされる。この「修養的教養」が教養教育と同じかどうかは議論が分れるが、本学では、比較的容易な実践面から入り、これを学生生活の中で習慣として品性化することが、やがて音楽をする者にとっての人間完成への第一歩であると信じ、日々これに努力を傾けているところである。

第２ 沿革と現況

１．武蔵野音楽大学の沿革

昭和 4(1929)年	2月	武蔵野音楽学校（各種学校）設立認可、校長に福井直秋就任
昭和 7(1932)年	5月	財団法人及び専門学校令による武蔵野音楽学校設立認可 理事長・校長に福井直秋就任
昭和17(1942)年	1月	教員無試験検定取扱い許可学校に指定
昭和24(1949)年	2月	武蔵野音楽大学音楽学部設置認可、学長に福井直秋就任
昭和25(1950)年	4月	短期大学部第2部開設、短期大学部学長に福井直弘就任
昭和26(1951)年	2月	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織変更 理事長に福井直秋就任
	5月	大学別科設置認可
昭和27(1952)年	4月	短期大学部第1部開設
昭和28(1953)年	4月	大学及び短期大学部に専攻科開設
昭和29(1954)年	11月	教育職員免許法に定める課程認定
昭和33(1958)年	4月	音楽学部第2部開設
昭和35(1960)年	10月	江古田キャンパスにコンサートホール「ベートーヴェンホール」竣工
昭和37(1962)年	5月	学長に福井直弘就任
昭和39(1964)年	1月	理事長に福井直俊就任
	4月	大学院音楽研究科修士課程開設（器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻）
昭和40(1965)年	4月	音楽学部に音楽学学科、音楽教育学科増設
昭和41(1966)年	10月	理事長に福井直弘就任
昭和42(1967)年	3月	江古田キャンパスにコンサートホール「モーツァルトホール」竣工
	10月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」開館
昭和44(1969)年	4月	大学院音楽研究科修士課程に音楽学専攻、音楽教育専攻を増設
昭和46(1971)年	7月	入間キャンパス開設
昭和51(1976)年	4月	音楽学部入間キャンパスにて授業開始
昭和54(1979)年	10月	入間キャンパスにコンサートホール「バッハザール」竣工
昭和56(1981)年	10月	理事長に福井直俊就任、学長に福井直敬就任
昭和58(1983)年	3月	短期大学部第2部廃止
昭和61(1986)年	3月	短期大学部第1部廃止
平成元(1989)年	3月	音楽学部第2部廃止
平成 5(1993)年	1月	パルナソス多摩（教育研修施設）開設 コンサートホール「シューベルトホール」竣工
平成10(1998)年	2月	理事長に福井直敬就任
平成12(2000)年	2月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
平成16(2004)年	4月	大学院音楽研究科博士後期課程開設

平成18(2006)年	4月	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科開設
	4月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定
平成19(2007)年	4月	音楽学部音楽環境運営学科開設、学芸員課程開設
平成22(2010)年	4月	大学院音楽研究科修士課程器楽専攻・声楽専攻にヴィルトゥオーソコース開設
平成23(2011)年	4月	大学別科再開
平成24(2012)年	9月	「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進行に伴い「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設の指定を解除
平成29（2017）年	1月	江古田新キャンパス竣工
	4月	音楽学部演奏学科、音楽総合学科開設 器楽学科、声楽学科、作曲学科、音楽学学科、音楽教育学科、ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科募集停止 大学の教育研究機能（体育実技授業・体育施設を除く）を江古田キャンパスに統合

2. **本学の現況**（平成29(2017)年5月1日現在）

・大　学　名：　武蔵野音楽大学

・所　在　地：　江古田キャンパス　〒176-8521　東京都練馬区羽沢1-13-1
入間キャンパス　〒358-8521　埼玉県入間市中神728
パルナソス多摩　〒206-0033　東京都多摩市落合5-7-1

・大学の構成：　音楽学部
（平成29（2017）年より開設）
演奏学科（器楽コース、声楽コース、ヴィルトゥオーゾコース）
音楽総合学科（作曲コース、音楽学コース、音楽教育コース、アートマネジメントコース、オープンメジャーコース）
（平成29（2017）年より学生募集停止）
器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽学学科・音楽教育学科
ヴィルトゥオーソ学科・音楽環境運営学科
大学院音楽研究科博士課程
博士前期課程（修士課程）
器楽専攻・声楽専攻・作曲専攻・音楽学専攻・音楽教育専攻
博士後期課程（博士課程）
音楽専攻（器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の5研究領域）
大学別科

・学　生　数：　学生数（1,117人）
大学（893人）、大学院（129人）、別科（95人）

・教　員　数：　　教員数（281人）

専任教員（78人）

教授（39人）、准教授（22人）、講師（17人）

兼任教員（203人）

特任教授（6人）、特任准教授（1人）、講師（196人）

・職　員　数：　　職員数（118人）

専任（111人）、嘱託・パート職員（7人）

※派遣職員は含まない

第３ 基準に基づく自己評価

基準Ⅰ 使命・目的等

Ⅰ－１ 使命・目的及び教育目的の明確性

≪Ⅰ－１の視点≫

Ⅰ-1-①　 意味・内容の具体性、明確性、文章の簡潔性

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅰ-1-① 意味・内容の具体性と明確性、文章の簡潔性

Ａ． 意味・内容の具体性と明確性

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という。）は、寄附行為第3条に「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「〈和〉のこころ」並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めている。

これをもとに学則第1条に「本大学は、建学の精神「〈和〉のこころ」を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を展開させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P 主義：礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定め、大学院についても大学院学則第1条に「武蔵野音楽大学大学院は、本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、表1-1-1及び表1-1-2に記載のとおり、学部、各学科、各コース、大学院の修士課程、修士課程の各専攻及び博士後期課程の教育目的を定めている。

上記及び「Ⅰ.建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載の通り本学の使命・目的及び教育目的は創立者の信念をもとに一貫した意味・内容となっており、明確かつ簡潔に定めている。

表1-1-1　大学、学部、各学科及び各コースの教育研究上の目的

学　　部 学則第５条第２項		本大学音楽学部は、本学の教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、専攻分野における専門的知識と技術を修得させるとともに、共通の基礎専門教育としてソルフェージュ・音楽理論・西洋音楽史等の基礎的知識、ならびに広い視野に立って総合的な考察をするために必要な教養科目（保健体育を含む）・外国語科目を教授研究します。また、さまざまなコンサート・オーディション・研究発表等の実践活動への参加、ならびに実習・課外学修・インターンシップ等の現場体験を積ませます。これらの教育研究を通じて、思考力・判断力・表現力を磨き、芸術的創造力を養い、さらに、専門家を目指して真摯に音楽活動に取り組む意欲を高めて、演奏家・作曲家・研究者・教育者・芸術活動に関わる企画・運営等に携わる者として、多様な社会の要請に応え、文化芸術活動に貢献する人格豊かな人材を育成することを目的とします。
演奏学科		演奏学科は、器楽・声楽・ヴィルトゥオーゾの３つのコースで構成される。各専攻実技(鍵盤・管・打・弦楽器および声楽)に関わる演奏技術と音楽的表現を修得させるとともに、独奏・独唱のみならず室内楽・管弦楽あるいは重唱・合唱等さまざまな演奏形態を学修させ、アンサンブル能力を高めさせる。また、演奏解釈やレパートリーの研究等により楽曲の背景にある文化や歴史への理解を深め、さらに、公開試験、オーディション・学内外で開催される各種コンサート等への出演の機会を通して実践的な経験を積ませ、文化芸術活動の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
	器楽コース	器楽コースは、実技個人レッスンにおいて、各専攻楽器の奏法の基礎を修得し、これを発展させるコースである。独奏の学修に加え、伴奏やデュオ、室内楽、合奏、吹奏楽、管弦楽等のさまざまな演奏形態や、楽曲とその背後にある文化や歴史を各専攻のカリキュラムによって学修する。さらに公開試験や演奏会等、学修の成果を発表する機会を多く設けて、実践的な経験を積ませることで、より豊かな表現力を身につけさせ、演奏家、指導者として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
	声楽コース	声楽コースは、個人レッスンにおいて、発声法の基礎を修得し、これを発展させるコースである。古典から近現代にいたる声楽曲の、それぞれの様式に沿った歌唱法、また歌詞の理解と正確な発音に必要な語学力を修得し、独唱のみならず重唱・合唱・オペラ等の授業を通してアンサンブル能力を高めさせる。公開試験やさまざまな形態の演奏会等、学修の成果を発表する機会を多く設けて、実践的な経験を積ませることで、豊かな表現力を身につけさせ、声楽家、合唱団員、指導者等として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
	ヴィルトゥオーゾコース	ヴィルトゥオーゾコースは、器楽または声楽の専攻実技教育、すなわち演奏技術の修得に特に重点を置くコースである。充実した専攻実技の個人レッスン、各種アンサンブルの授業に加え、レパートリー研究や演奏解釈研究等、演奏活動に深く関わる実践的なカリキュラムにより、幅広い知識と音楽性を養い、演奏家としての自覚を促す。リサイタル形式の卒業演奏、数多くの公開試験、および学内外のホールでの実践的な舞台経験を積ませ、多くのレパートリーと高度な演奏能力を備えた演奏家として、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
音楽総合学科		音楽総合学科は、作曲・音楽学・音楽教育・アートマネジメントの４つのコースで構成される。音楽に関する基礎的な知識・能力を修得し、幅広い知見の上に立って自己の適性や目標を探求する。専攻するコースは、必ずしも入学当初から決定する必要はなく、１年次において、さまざまな視点からの基礎科目の学修を通し自己の適性や興味の対象を確認した上で、２年次より、専攻するコースを定めることも可能である。学修に際しては各コースの専門性を高めるための科目群を履修するとともに、コースの専門分野を横断した多様な知識の総合的・実践的学修や実習(インターンシップ)により、音楽を基軸として、多様な文化芸術活動の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
	作曲コース	作曲コースは、伝統的作曲技法およびエレクトロニクスの技術と創作を学ぶことでマルチコンポーザーとしての能力を身につけさせるコースである。伝統的・商業的な音楽作品を創造する能力や、あらゆる編成に対応できる編曲技術およびサウンドクリエイトの技術等、幅広い分野に対応できるよう、伝統的な作曲技法と同時にＤＡＷなどの先進的な知識や技術を学び、それらを作曲法の個人レッスンで統合することで、総合力と専門性を養う。授業では作品発表の機会が多く設けられ、さまざまな形態の創作を探究できる。それらを学修することにより、創造性に富み、かつ社会の要請に応えられる総合力を持った作曲家としての人材の育成を目的とする。
	音楽学コース	音楽学コースは、世界各地の言語・歴史・文化等について学び、多様な音楽を歴史的・地域的・理論的に調査・研究して、音楽研究の基礎を修得させるコースである。音楽学研究で、各研究分野における基礎的・専門的内容を学ぶとともに、音楽の実技や理論、古今東西の演奏実技等の実習を通して、自分が関心を持つテーマを掘り下げ、総合演習では、論文作成や口頭発表の手法を身につけ、それらの集大成として卒業論文を作成する。これら音楽の専門的な知見を生かし、音楽の研究者のみならず音楽評論家、ジャーナリスト、音楽編集・企画者、ライブラリアンなどの音楽に関わる社会のさまざまな場で貢献できる人材の育成を目的とする。
	音楽教育コース	音楽教育コースは、音楽教育学概論をはじめとする音楽教育に関する科目の学修を通して、音楽の指導者として必要となる資質や能力を修得させるコースである。教育活動の基盤となる演奏技術を高めるための実技レッスンや、音楽教育に関する基礎理論の学修と、演習を通して実践的な能力を身につけ、それらの集大成として卒業論文を作成する。音楽教育に関する研究者や学校の教員、音楽教室や音楽関連団体の指導者として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
	アートマネジメントコース	アートマネジメントコースは、音楽芸術を多くの人々に伝えていくための、芸術的感性とマネジメント能力を身につけさせるコースである。音楽に関する専門知識と音楽実技の基礎に加え、舞台技術を含む劇場・ホールに関する事項、演劇・舞踊などの舞台芸術、美術、文化政策や芸術関係の法制、財務のほか、コンピュータによる音楽制作、グラフィックデザイン、文書作成等について学修する。また、学内外における各種の実習を通して現場体験を積ませ、高い芸術的感性と優れたマネジメント能力を養い、音楽をはじめとする各種舞台芸術や音楽文化産業を牽引し、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

表1-1-2　修士課程、修士課程の各専攻及び博士後期課程の教育研究上の目的

修士 大学院学則第4条第1項		修士課程は、学士課程の教育成果の上に立ち、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力を備えた人材の育成を目的とします。
	器楽専攻	器楽専攻では、各専攻楽器の演奏技術をさらに練磨し、より深い表現の可能性を探究します。又、奏法、楽曲分析、音楽史、文化史等に関する様々な研究を行い、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成します。これらを通じて専門的かつグローバルな視野を持つ音楽家として、演奏家や指導者の立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とします。 ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文の作成に代わり、毎年度、公開のリサイタル形式の演奏試験を受験します。長時間の専攻実技レッスンに加え、複数の教員による多角的な指導を通じて、演奏家としてより高い完成を目指すことを目的とします。
	声楽専攻	声楽専攻では、高度な演奏技術の確立と、歌曲、オペラ演習で幅広い表現法を探究する。又、作品研究、発音法研究等でより深い知識を追求し、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成する。これらを通じて専門的かつグローバルな視野を持つ音楽家として、声楽家や指導者の立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。 ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文の作成に代わり、毎年度、公開のリサイタル形式の演奏試験を受験する。長時間の専攻実技レッスンに加え、複数の教員による多角的な指導を通じて、声楽家としてより高い完成を目指すことを目的とする。
	作曲専攻	作曲専攻では、本専攻独自のカリキュラムである作品分析、作曲技法演習などの講座で高度な音楽理論の技術を研究する。又、作曲法のレッスンを通じて多種多様な曲種の作品を、自らの個性を十分理解して書き上げ、公開演奏会などで発表を行い、その創作能力の向上を図る。修了作品の提出（作品試験）とともに自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成し、これらを通じて専門的かつグローバルな視野を持つ作曲家として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
	音楽学専攻	音楽学専攻では、講義と演習による音楽学研究において、時代、地域、民族、文化などにより異なる多様な音楽を歴史的･理論的により深く調査･研究するために必要な、さらに高度な専門的知識や技能を修得する。又、副専攻実技や音楽理論演習を通じて演奏実践や音楽理論に関する理解の向上を図る。専攻研究において自ら設定した研究テーマによって修士論文を作成し、その研究成果を学会や演奏会企画などで積極的に社会に発信し、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
	音楽教育専攻	音楽教育専攻では、音楽教育研究、音楽教育文献研究、特別講義などの歴史的・教育学的研究を通して、音楽が人間形成や文化の発展に寄与する役割を深く認識し、その実現を目指す実践的な能力の向上を図る。又、専攻研究では自ら設定したテーマに沿って修士論文を作成し、総合演習では討議や発表により、テーマを深く考察する能力を養う。これらを通じて音楽教育に関する高度な専門的知識と実践的能力を修得し、教育家、研究者として、指導的立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
博士後期課程 大学院学則第4条第2項		博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、その理論及び技術をさらに深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力を備えた音楽家又は音楽研究者を養成することを目的とします。

Ⅰ－２ 使命・目的及び教育目的の適切性

≪Ⅰ－２の視点≫

Ⅰ-2-① 武蔵野音楽大学としての個性・特色の明示

Ⅰ-2-② 法令への適合

Ⅰ-2-③ 変化への対応

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅰ-2-① 個性・特色の明示

「Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載の通り、本学は、深遠な音楽美の追求と豊かな人格の形成は、相高めあうものであるという創立者の信念から、本学は、教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を創立以来の一貫した教育方針としています。さらに建学の精神と教育方針に従い、実践的規範として「3P 主義」を

定めている。

教育方針の一つ「音楽芸術の研鑽」は、音楽の技術的修練だけではなく、知性と感性をともに磨き真の音楽美を探究することにある。さらに、芸術の深さはそれを生み出す者の人間性に裏づけられるとの認識に立ち、「人間形成」をもう一つの教育方針としている。そして、これらを具現化するために、音楽大学である以上音楽を第一義的に考えることは言うまでもないが、加えて哲学、美学、歴史、外国語等、広く教養教育を重視している。

「3P 主義」は、これを規範として学生生活の中で実践し習慣化することが、自ら品格豊かな人間として成長し、やがてこれが音楽を志す者の人間形成へつながるものと信じている。

以上のとおり、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」及び学生生活の規範である「3P 主義」を本学の個性・特色として明示している。

Ⅰ-2-② 法令への適合

A．大学及び大学院の目的

本学は、大学の目的及び使命を、大学学則第 1 条に定めている。これは学校教育法第 83 条の第 1 項の定めに則している。また、大学院の目的を、大学院学則第 1 条に定めている。これは学校教育法第 99 条第 1 項の定めに則している。

B．学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的

本学は、大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2に則り、学部の目的は学則第3条、大学院の各課程の目的は大学院学則第4条に定めている。

各学科、各コース及び音楽研究科の各専攻の目的については、学生便覧、HP 等で明示している。

C．大学、学部及び学科の名称

本学の前身「武蔵野音楽学校」は、昭和4(1929)年2月設立認可を受けているが、それに遡り、すでに同年1月の時点で仮校舎を借り受け、創立事務所を設置して授業を開始した。西洋音楽の普及において未だ揺籃期にあったその当時、西洋音楽の美に憧れ、音楽学校の設立を切望する生徒たちが率先協力して、校地の選定（現江古田キャンパスの一部）から校舎の建築、また、校名・校章の決定に至るまでの設立準備を行ったが、校名については、いくつかの候補の中から、古来この地が「武蔵野」と呼ばれていたことに因んで「武蔵野」の名が選ばれた。このように、本学の大学名は設立の経緯からして適切である。

また、本学の学部及び学科の名称は、「Ⅰ-1-①」の表1-1-1に記載の学部及び各学科の教育研究上の目的と合致している。従って、大学設置基準第40条の4「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研

究上の目的にふさわしいものとする。」の定めに則している。
上記のとおり、本学の目的・使命及び教育目的は、法令に適合している。

Ⅰ-2-③ 変化への対応

本学は、昭和24(1949)年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科の組織でスタートした。その後、昭和40(1965)年、音楽学学科、音楽教育学科の設置が認可され、以来平成17(2005)年度までこの5学科の体制で教育研究を行ってきた。平成18(2006)年に、特に器楽・声楽の実技教育に重点を置き演奏家の育成を目的とするヴィルトゥオーソ学科を、平成19(2007)年に、音楽を中心とした文化芸術に関わるプロデュース能力とマネジメント能力を持つ人材の育成を目的とする音楽環境運営学科を新設して7学科体制とし、変化する社会の要請に対応してきた。

7学科による教育課程の構成は、各学科の特長に対応した編成となっているが、反面、やや縦割りの傾向が強いことから、他学科で開講されている科目を履修できないことや、進路変更等、多様化した学生のニーズに柔軟に対応ができない部分もあり、これらの課題を解決するため、平成29(2017)年に、7学科を演奏学科と音楽総合学科の2学科に再編・統合し、これに対応した教育課程の全面改訂を行った。

大学院にあっては、昭和39(1964)年、修士課程の設置認可を受け、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の3専攻の組織でスタートし、その後、昭和44(1969)年、音楽学専攻と音楽教育専攻の設置が認可され、以来、学部の5学科に基礎を置く修士課程の5専攻の体制で教育研究を行ってきた。また、平成16(2004)年には、教育研究の一層の高度化を図るため、修士課程の5専攻に対応した音楽専攻5研究領域を置く博士後期課程を設置した。更に、平成22(2010)年に、修士課程器楽専攻及び声楽専攻の中にヴィルトゥオーゾコースを設置し学士課程、修士課程、博士後期課程までの一貫した教育研究組織を整えた。

一方、平成23(2011)年に、今日の生涯学習への社会的要請の高まりに応え、募集を停止していた別科を再開し、多くの学生を受け入れている。

以上のように本学は、変化する社会的要請や多様化する学生のニーズ等に対応して教育研究組織の設置・改編を行い、これに合わせて、大学の目的・使命、学部・学科等の教育研究上の目的について見直しをしてきた。

以上のように本学は、時代の変遷とともに、より高度なそしてより多様な社会的変化の要請を受け、本学の使命・目的に基づいて、大学及び大学院のそれぞれの課程が果たすべき役割を念頭に置いたうえで、教育研究組織の改革、拡充を行い変化への対応を図ってきている。

Ⅰ－３ 使命・目的及び教育目的の有効性

≪Ⅰ－３の視点≫

Ⅰ-3-① 役員、教職員の理解と支持

Ⅰ-3-② 学内外への周知

Ⅰ-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
Ⅰ-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅰ-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的・使命及び学部・学科・コースの教育研究目的、大学院の目的及び研究科各課程・専攻の教育研究目的の設定・改訂については、大学学則及び大学院学則の改訂に関わる事項であるため、武蔵野音楽大学大学運営委員会（以下「大学運営委員会」という。）及び教授会・研究科委員会での審議を経て、武蔵野音楽学園運営協議委員会（以下「法人運営協議委員会」という。）で審議し、理事会において審議決定する手続を踏んでいる。

これらの過程で、役員（理事・監事）及び評議員、多くの教職員が意を尽くした審議を行った上で、最終的に理事会で決定しているので、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

更に、理事長・学長（現在、理事長と学長は同一人）は、毎年実施している「職員研修会」及び「全教員・主任以上研修会」において、建学の精神、目的・使命及び教育方針等について言及しており、これらの機会を通じて教職員の理解と支持を得ている。

Ⅰ-3-② 学内外への周知

教職員に対しては、前述のとおり、全学的に実施する「職員研修会」及び「全教員・主任以上研修会」における理事長・学長の講話において、建学の精神、教育方針、大学の目的・使命の周知を図っている。

学生に対しては、入学式、入学時及び年度開始前のガイダンス、キャリア教育（授業科目：「キャリアデザイン（導入編）」）の授業の際に、建学の精神、教育方針、大学の目的・使命等について説明し周知を図っている。更に、学寮生活や学友会活動等を通してこのことに触れるとともに、実践すべき生活規範である「3P主義」の指導に務めている。

その他、周知を図る媒体として、武蔵野音楽大学公式ウェブサイト（以下「本学ウェブサイト」という。）への掲示のほか、シラバス、学生便覧、入学試験要項、武蔵野音楽大学CAMPUS GUIDE、広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」等の印刷物により周知を図っている。

保護者、卒業生、その他学外関係者に対しては、本学ウェブサイト、各種印刷物の送付のほか、保護者には「武蔵野音楽大学後援会役員会」で、卒業生には「武蔵野音楽大学同窓会」各道府県支部総会において、大学教職員が出席し周知を図っている。

Ⅰ-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

Ａ．中長期的な計画への使命・目的及び教育目的の反映

本法人は、平成25(2013)年度から5年をサイクルとした「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という。）を策定している。その冒頭に、学園中期計画策定の目的を「本法人の建学の精神並びに目的・使命に基づき、教育研究の充実・振興を図るための計画を策定し、これを着実に具現して、公的機関として安定的な学園運営を図ることを目的とする。」と明記している。

特に教育研究に関わる計画の内容は、建学の精神、教育方針等を基本的な枠組みとして策定している。

以上のとおり、本学の建学の精神、目的・使命、教育方針は、学園中期計画に反映している。

Ｂ．3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学のアドミッション・ポリシーは「Ⅱ-1-①」に、カリキュラム・ポリシーは「Ⅲ-2-①」に、ディプロマ・ポリシーは「Ⅲ-1-①」に記述するとおりである。

学部については、アドミッション・ポリシーに建学の精神及び教育方針、カリキュラム・ポリシーには教育方針及び教育研究目的、ディプロマ・ポリシーには教育研究目的をそれぞれ明記している。

大学院についても同様に、それぞれのポリシーに建学の精神、教育方針、教育研究目的を明記している。

以上のとおり、本学の建学の精神、目的・使命、教育方針、教育研究目的は三つのポリシーに反映している。

Ⅰ-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、図1-2-1のとおりであり、学部、研究科のほか別科及び附属施設として図書館、楽器ミュージアムで構成されている。

本学の目的・使命は、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき教育を行い、我が国の文化芸術の振興に寄与できる人格豊かな人材を育成することである。

これを具現するため学部では、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、専攻分野における専門的知識と技術を修得させるとともに、音楽理論や音楽史などの共通基礎知識、教養科目、外国語を教育し、多様な社会の要請に応え、文化芸術活動の発展に貢献できる人材、すなわち演奏家、作曲家、研究者、教育者、芸術活動に関わる企画・運営等に携わる者等を育成することとしている。

演奏学科には、演奏技術と音楽的表現を修得させて演奏家を育成する器楽コース・声楽コース・ヴィルトゥオーゾコースの3つのコースを置いている。音楽総合学科には、創作と音楽理論を修得させて作曲家を育成する作曲コース、多様な音楽を歴史的・地理

的・理論的に調査・研究して音楽研究の基礎を修得させて研究者を育成する音楽学コース、音楽教育の基礎理論を修得させて音楽の指導者を育成する音楽教育コース、芸術的感性とマネジメント能力を修得させて各種舞台芸術・音楽文化産業を牽引していく人材を育成するアートマネジメントコースの4つのコースを置いている。この2学科7コースによる教育研究組織で、学部の教育研究目的を達成している。

大学院修士課程には、学部のコースに対応する5専攻（器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育）を、博士後期課程には、修士課程の各専攻に対応する1研究科5研究領域（器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育）を置き、更に高度な教育研究を行っている。

これらを通して、様々な分野において互いに協力・協調することにより、我が国の「音楽文化の質の向上」と「それらを支える基盤と広い土壌の形成」に寄与している。

以上から、本学の目的・使命及び教育研究目的と教育研究組織の構成は整合している。

図 1-2-1　教育研究組織図

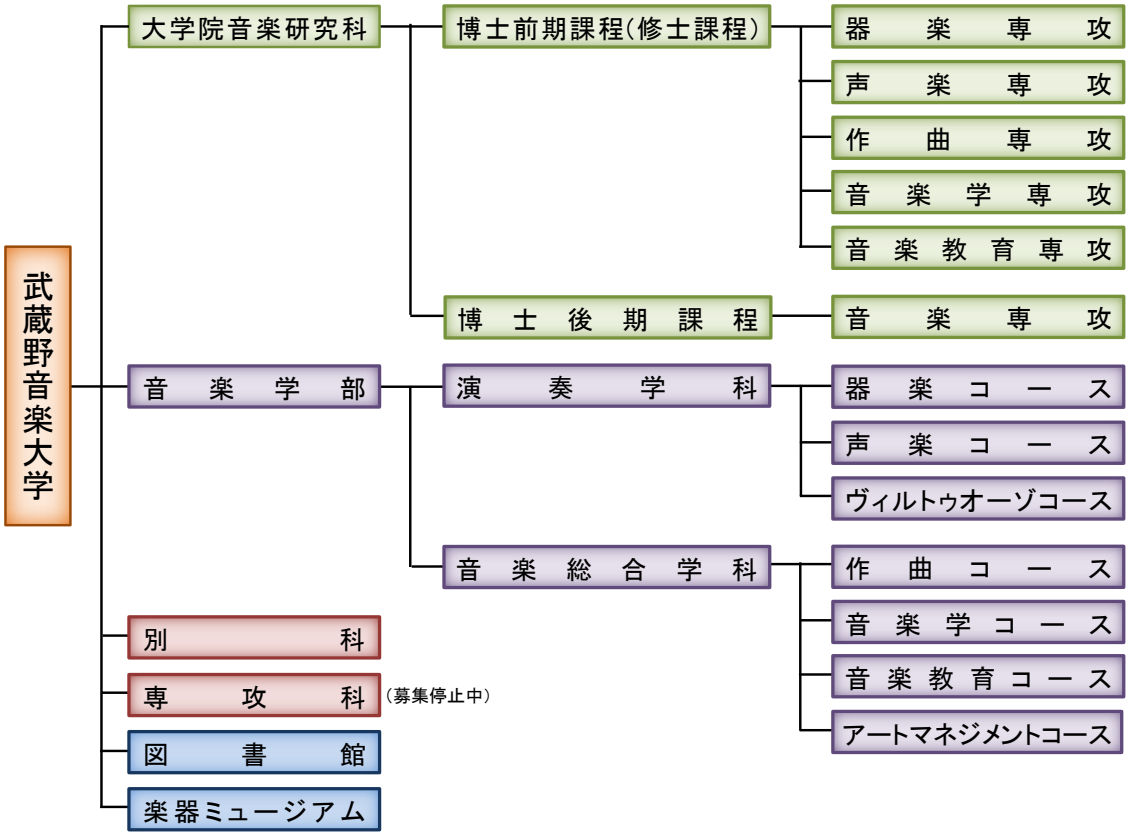

基準Ⅰの改善・向上方策（将来計画）

本学は寄附行為第3条に定めに基づき、学則、大学院学則に使命・目的及び教育目的を定め、それを大学の基本軸として運用している。平成 29(2017)年度からの江古田新キャンパスへの移転、新カリキュラムへの移行に伴い 7 学科を演奏学科と音楽総合学科の 2 学科に再編・統合し、これに対応した教育課程の全面改訂を行ったため、今後その検証を行う必要がある。また、近年、高等教育に関する改革が多数行われており、これに柔軟に対応するために学内の体制をより強化していく必要がある。

基準Ⅱ 学修と教授

Ⅱ－１ 学生の受入れ

≪Ⅱ－１の視点≫

Ⅱ-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

Ⅱ-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

Ⅱ-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-1-① 入学者受入方針の明確化と周知

A．アドミッション・ポリシーの策定

本学の目的・使命及び教育目的等に基づき、教育活動の特徴や求める学生像、学力の3要素を踏まえた入学者の選抜方法をアドミッション・ポリシーとして定めている。音楽学部（以下「学部」という。）及び大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）のアドミッション・ポリシーは表2-1-1及び表2-1-2のとおりである。

表 2-1-1 学部のアドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」、および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような学修意欲と能力を備えた者を、各コースの専攻別科目、共通科目、面接、調査書等による多面的・総合的な入学試験によって選抜します。

1　本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。
2　音楽を主体的に学び深めることにより、音楽の美を探究する意欲のある者。
3　専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、および思考力、判断力を備えた者。

表 2-1-2 研究科のアドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような探究意欲と能力を備えた者を、入学試験によって選抜し受け入れます。

1　音楽芸術の分野についての高度な学識と技術の探究に、真摯に取り組む意欲のある者。
2　広い視野に立ち、創造的な演奏および研究活動を行うに必要な資質を備えた者。
3　本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。

B．アドミッション・ポリシーの周知

アドミッション・ポリシーは、学部と研究科の「入学試験要項」に明記するとともに、「武蔵野音楽大学 CAMPUS GUIDE2020 や武蔵野音楽大学 HP に掲載して周知するほか、大学受験講習会、大学院進学説明会、オープンキャンパス、全国各地で開催する学校説明会、

専攻別クリニック、「音楽大学合同進学フェア」等において説明し周知を図っている。

Ⅱ-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学者選抜は、「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」に基づき、学長を委員長とする「武蔵野音楽大学入学試験委員会」のもとに、学務部長を実施責任者とする入学試験業務本部を置き、全学的な体制で実施している。

入学試験実施に際しては、表 2-1-3 に示す入学試験区分に応じ、実技・学科・面接等の試験委員が、表 2-1-1 及び表 2-1-2 に示すアドミッション・ポリシーに沿って公正かつ適切な方法により行っている。

Ａ．学部の入学者選抜試験

ａ．入学試験の区分

音楽学部の入学試験は、5つの試験区分により行い、演奏学科（器楽コース、声楽コース、ヴィルトゥオーゾコース)、音楽総合学科（作曲コース、音楽学コース、音楽教育コース、アートマネジメントコース）を募集するが、入学試験区分ごとに募集する学科（コース）を指定している。各入学試験区分については、下記の表2-1-3に示すとおりである。

表2-1-3　学部の入学試験区分

入学試験区分	募集学科	概　　要
指定校制推薦入学試験	演奏学科 ・器楽コース ・声楽コース 音楽総合学科 ・作曲コース ・音楽学コース ・音楽教育コース ・アートマネジメントコース	1　本学が指定する高等学校の校長が推薦した者が出願できる。 2　指定校は音楽高校、普通高校に区分し、それぞれの区分に応じ入学試験を行う。
附属高等学校からの推薦		本学附属高等学校の生徒を対象に、在学中の学習成績、音楽実技、人物、生活等を参考にし、「特別推薦」と「附属高校推薦」に区分し受け入れる。
一般入学試験Ａ日程 一般入学試験Ｂ日程 一般入学試験Ｃ日程	全学科 全コース	高等学校、中等教育学校卒業者、その他、学校教育法第 90 条に規定された者を対象に入学試験を行う。
外国人留学生入学試験	演奏学科 ・器楽コース ・声楽コース 音楽総合学科 ・作曲コース ・音楽学コース	日本国籍を有しないものであり、外国において所定の課程を修了した者を対象に、第 1 年次及び第 3 年次編入のための入学試験を行う。
編入学・転入学試験	演奏学科 ・器楽コース ・声楽コース 音楽総合学科 ・作曲コース ・音楽教育コース	音楽系短期大学卒業者、音楽系大学第 2 年次修了者（専修学校の専門課程を含む）が本学の第 3 年次に編入学または転入学を希望する場合、これを対象に入学試験を行う。

指定校制推薦入学試験及び附属高等学校からの推薦で、演奏学科の器楽コース又は声楽コースに合格した受験生が、ヴィルトゥオーゾコースを志望する場合は、一般入学試験においてヴィルトゥオーゾコースの実技課題を受験し合格する必要がある。

音楽総合学科については、入学当初に専攻するコースを決めずに「基礎科目」を中心とした音楽教養を1年間幅広く学修したのち、第2年次で専攻するコースを決定する「オープンメジャーシステム」と、専攻するコースを決めて入学する「フィックスメジャーシステム」という2つの学修システムがあり、音楽総合学科の受験生はどちらかのシステムを選択し受験する。

特に「オープンメジャーシステム」は、学生の意欲や関心に合わせ、弾力的に履修できる仕組みで、自分自身の興味や可能性を確認したうえで学修目的や卒業後の希望進路に適った科目を履修することが可能になる。

ｂ．入学者選抜試験実施上の工夫

一般入学試験では、英語と国語については受験者の希望により、本学独自の試験を受験するか「大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」等に基づき実施される大学入試センター試験を利用するかを、出願時に選択できる。演奏学科ヴィルトゥオーゾコースの入学試験は、演奏技術の修得に重点を置くこのコースの特性を踏まえ、入学者を厳選するために、器楽コースまたは声楽コースの実技課題に加え、ヴィルトゥオーゾコース独自の実技課題を課す。

外国人留学生入学試験では、外国人留学生の特性を踏まえた試験科目、課題としているが、修学に支障のない程度の日本語能力を有していることを求めている。また、成績証明書等により書類審査を行う。なお、本学では渡日前入学許可は実施していない。

科目等履修生等、正規の学生以外の者は、専任教員や正規生の教育研究上支障がない範囲で若干名を受け入れる。

また、官公庁、法人、学校またはこれに準ずる団体等からの委託による受講するものを委託性とし、1科目または数科目の授業科目を聴講するものを聴講生として受け入れている。

科目等履修生については、本学学部が開設する授業科目について単位修得を希望する者に対し、試験及び面接で選考のうえ１年間の履修を許可している。

大学入学者選抜実施要項を踏まえ、面接試験はすべての入学試験において受験者一人ずつ、4人程度の教員及び職員で構成される面接委員によって行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜する。（ただし、本学附属高等学校から推薦される者を除く）

実技試験は、受験者１人ずつ審査する。原則として1試験会場10人程度の採点委員が採点を行い、採点結果の公平を期すために、最高点と最高点の1人ずつの採点を除外し、それ以外の得点を集計し評価する。

Ｂ．研究科の入学者選抜試験

ａ．入学試験の区分

本学研究科は、博士前期課程（以下「修士課程」という。）及び博士後期課程から構成されている。研究科の修士課程にあっては5専攻、博士後期課程にあっては1専攻5研究領域を募集している。

ｂ．入学者選抜試験実施上の工夫

1.修士課程

ヴィルトゥオーゾコースは、特に専攻実技に重点を置き高度な演奏家養成に特化したコースであるため、入学者の選考においては、器楽専攻または声楽専攻の実技試験課題と、ヴィルトゥオーゾコースの実技試験課題の両方を課している。なお、修士課程にあっては専攻間の併願を認めていないが、ヴィルトゥオーゾコースが器楽専攻または声楽専攻の中のコースとして設置していることから、同じ専攻内での併願は認めている。

2.博士後期課程

博士後期課程入学試験は、この課程の特性を踏まえ、研究領域器楽、また研究領域声楽の実技試験に加え、すべての研究領域において口述試験並びに面接試験を行う。口述試験においては、事前に提出される修士論文要旨または修士の学位審査演奏曲目及びプログラムノート、さらに、博士後期課程入学後の研究計画書に基づき、博士論文提出までの学修計画を確認し、面接においては入学後の修学要件・環境等を確認し、博士後期課程に相応しい学生を選抜する。

上記のとおり、本学は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生受入れの方法を工夫している。

Ⅱ-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

Ａ．入学定員の変遷

本学は、昭和24(1949)年に、音楽学部第1部の3学科からなる入学定員100人の私立の音楽大学として発足した。その後、経済・社会環境、人口動態の変化に合わせ、この入学定員の増減を行い、平成26(2014)年4月に310人に至っている。学科別の入学定員については、平成29(2017)年度より学科の改組を行い表2-1-4の通りとなっている。

表2-1-4

平成28年度まで			平成29年度以降	
学科	入学定員		学科	入学定員
器楽学科	200人			
声楽学科	50人	⇒	演奏学科	270人
ヴィルトゥーソ学科	20人			
作曲学科	5人			
音楽学学科	5人	⇒	音楽総合学科	40人
音楽教育学科	15人			
音楽環境運営学科	15人			

本学の入学定員の規模は、現在本学が置かれている教育研究環境や教育課程の構成等からみて妥当と考えられる。

B．適切な学生受入れ数の維持

5年間の学部及び研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率は表2-1-5のとおりである。

平成28(2016)年度までの7学科による教育課程の構成は、各専攻の特長に対応した編成になってはいるが、反面、進路変更等に柔軟に対応ができないことから、学生募集に影響を与えていると考えられる。また、一時的な要因として、平成25（2013）年度から平成28（2016）年度については「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進行のため、キャンパスの移転をはじめとし、学生にかかる負担も多く受験生に敬遠されたことなどが考えられる。

平成29(2017)年度より学科改組により演奏学科、音楽総合学科の2学科の体制となり、柔軟なカリキュラムとなり、さらに「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の完遂により、「スポーツ」の授業を除く、学部及び大学院のすべての授業を、都心部に位置し、通学の利便性の高い江古田キャンパスで行うこととなった。表2-1-5のとおり平成29(2017)年度の入学者は増加しており、今後収容定員充足率は回復していくと見込まれる。

表2-1-5 学部・研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率　　各年度5月1日現在

区分＼年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
学部	入学定員（人）	350	310	310	310	310
	入学者数（人）	252	200	223	204	268
	充足率（%）	72.0	64.5	71.9	65.8	86.4
	収容定員（人）	1,670	1,540	1,410	1,280	1,240
	在籍人員（人）	1,157	1,062	940	888	893
	充足率（%）	69.3	69.0	66.6	69.3	72.0
研究科	入学定員（人）	75	75	75	75	75
	入学者数（人）	73	64	75	54	63
	充足率（%）	97.3	85.3	100	72.0	84.0
	収容定員（人）	160	160	160	160	160
	在籍者数（人）	162	156	155	140	129
	充足率（%）	101.3	97.5	96.8	87.5	80.6

C．募集・広報活動上の工夫

a. 各種イベントの開催等

学生確保に向け、受験講習会、オープンキャンパス、全国各地での学校説明会等、各種イベントを開催しており、これらの機会を活用して新キャンパス及び新学科を含む本学の魅力について積極的な広報を展開している。

1. 受験講習会（夏期・冬期）

本学の入学試験では、学科試験のほか、専攻実技やピアノ、ソルフェージュといった実技試験など、試験科目が多岐にわたっている。これらの受験に際しては試験の実施方法、課題、傾向などについて事前に理解しておくことが極めて重要であり、受験生が不安なく試験に臨めるよう、入学試験課題のレッスン、入学試験科目の解説、模擬試験等、受験生に対するアドバイスを行っている。これにより、本学への受験準備が効率的に行えるよう取り組んでいる。

2. 地方での学校説明会

毎年、地方都市で学校説明会を実施している。平成 29(2017)年度は、全国 8 都市で開催した。学校説明会では、多彩な講師陣、充実した施設・設備など本学の魅力・特色をわかりやすく紹介、さらに希望に応じて受験に向けての個別相談、大学での授業体験として演奏技術の向上を図るべく本学講師陣によるワンポイントレッスン等を行っている。これらの機

会を通じて音楽大学受験を検討している中高生に対して本学への進学情報を提供すると共に、本学をより身近に感じてもらえるよう取り組んでいる。

3. オープンキャンパス

地方における学校説明会同様、音楽大学に関心を寄せる中高生、保護者、指導者等に対し本学の魅力・特色について理解を深め、充実した施設・設備であることを実際のキャンパスで体感してもらい、希望者にはワンポイントレッスンを通じて本学の教育力の高さを実感してもらうなど、参加者の大学選びにおいて優位性が得られるよう取り組んでいる。平成 29（2017）年度は江古田新キャンパスができて最初の年であるため、地方での学校説明会の回数を減らし、実際にキャンパスを見ることができるオープンキャンパスの回数を増やし 7 回実施した。

4. 専攻別クリニック

大学の持つ人的資産を活用することにより、主に中高生のピアノ、声楽、管打楽器、弦楽器のそれぞれの学習者を対象とした技術向上を目的としたクリニックを行っている。これらの機会を通じ、本学の講師陣の指導力の高さ、音楽に適した環境や充実した施設・設備を参加者に知ってもらい、将来的に本学の受験へと結びつけるよう取り組んでいる。

5. 高等学校等訪問

本学学生が教育実習を行う日本全国の高等学校・中学校へ本学教職員が訪問し、教育実習の受け入れに対する謝意表明と実施状況の確認、各県や各校における教員採用実績等の情報共有を図っている。この機会を積極的に利用して本学の特色ある教育への取組み、施設・設備の整備状況を説明し、受験者の推薦をお願いしている。また、訪問校の近隣の中学・高等学校にも同様の情報提供や説明・依頼を行っている。

6. 高等学校の進路相談会等

各地の高等学校で進路指導の一環として実施される進路相談会等で、音楽系大学についての説明を依頼されることが数多くあり、この機会を積極的に利用して高校生に対し本学に関する情報を提供し、個別相談にも対応している。これらの取り組みにより、本学に対する親近感を醸成し、さらに当該校の教員との情報共有を通して受験生の確保に努めている。

b. 各種媒体を活用した情報の発信

1. HP での広報

現代において最も一般的な情報入手媒体となっている HP においても本学の教育研究情報について、法令に定められた公開すべき情報はもとより、学生支援、施設・設備、教員情報、入試情報等、本学の魅力・優位性等を分かりやすく説明している。さらに学生生活・演

奏会・研究発表の状況については、写真や音声・映像を用いるなど、よりリアリティのある情報提供を心がけている。

平成 29(2017)年度については新キャンパスおよび新学科体制による新教育課程の周知を図るために「新キャンパス特設サイト」を開設し公開した。

2. 印刷物

学園紹介冊子「キャンパスガイド」、新キャンパス紹介パンフレット、広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」、各種催し物案内パンフレット・チラシ等を随時制作・発行している。「キャンパスガイド」、新キャンパス紹介パンフレットについては、主に学校説明会、オープンキャンパス等の様々なイベントにおいて広く一般に配布している。また、「MUSASHINO for TOMORROW」の他、各種催し物の案内については、全国の同窓生、本学主催演奏会や各種イベントの参加者を中心に広く頒布している。

3. ＳＮＳ

平成28(2016)年度より SNS を活用した大学の様々な情報を開始した。
中高生からその保護者の世代まで幅広く利用されている SNS は、即時性の高い情報手段であり、特に本学の主催するイベント情報などについて有効な情報伝達が可能である。数種の SNS について、それぞれの特性に応じた情報発信を行っている。

上記の募集活動に加え、希望者を対象とした大学院入学説明会を開催し、修士課程、博士後期課程に学ぶ意義、修学内容、受験準備について説明し、学士課程の早い段階から大学院へ進学することの動機づけを行っている。

Ⅱ－２ 教育課程及び教授方法

≪Ⅱ－２の視点≫

Ⅱ-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
Ⅱ-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
Ⅱ-2-③ 別科の設置目的と目的に沿った管理･運営
Ⅱ-2-④ 教育課程編成方針に沿った教育課程と入学前教育の効果的連携

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、目的及び使命、大学院の目的、「音楽学部（学士課程）及び各学科の教育研究目的」並びに「大学院音楽研究科各課程及び修士課程各専攻の教育研究目的」に基づき、これを達成するためのカリキュラム・ポリシーを表2-2-1及び表2-2-2のとおり定めている。

なお、この方針はシラバス等に記載するとともに、HP でも公表し、広く学内外に周知を図っている。

表 2-2-1　学部のカリキュラム・ポリシー

武蔵野音楽大学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を具現するため、音楽学部全 2 学科に、必修科目、選択科目、自由科目を開講し、各コースの教育目的に適うよう、以下のようにカリキュラムを編成します。

1　授業科目は原則として 4 学年を 8 つに区分したセメスターごとに開講し、各専攻分野に求められる知識、能力等を段階的、体系的に修得できるよう編成する。この際、教養科目は必修科目および自由科目の一部として、全学年を通して履修を可能とする。

2　専攻実技科目については、個人レッスンにより技量の向上を図るとともに、さまざまな研究発表・演奏等の機会を設け、実践的な体験を積ませる。また、成績評価は実技試験等の結果を踏まえ、別に定めた評価基準により行う。

3　クラス授業科目については、開設科目の特性および到達目標を踏まえたクラス編成による授業を通して、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等を重視した教育方法を積極的に導入する。また、成績評価は定期試験等の結果を総合的に勘案し、別に定めた評価基準により行う。

4　教育的見地から、年次ごとの履修単位の上限を定め、かつ 3 年次への進級に際しては修得すべき単位を定めた進級基準を設ける。

表 2-2-2　研究科のカリキュラム・ポリシー

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科は、専門的かつ広い視野に立ち、音楽芸術の分野について高度な学識と技術を体系的に教授研究する目的で、以下のようにカリキュラムを編成する。

【博士前期課程（修士課程）】

1　次の専攻ごとの必修科目は学年制とする。
　①　器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の専攻研究および作品研究
　②　音楽学専攻、音楽教育専攻の専攻研究および総合演習

2　修士論文については、次の専攻ごとの必修科目で、論文作成の指導を行い提出させる。なお、ヴィルトゥオーゾコースは、演奏家養成に対応した科目を開講し、修士論文の提出は課さない。
　①　器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の文献学研究および修士論文演習
　②　音楽学専攻、音楽教育専攻の文献学研究および専攻研究

3　器楽専攻、声楽専攻では公開の演奏試験を、作曲専攻では公開の作品演奏試験を課す。ヴィルトゥオーゾコースは、毎年次リサイタル形式の演奏試験を課す。

4　高等学校教諭一種免許状（音楽）および中学校教諭一種免許状（音楽）を取得している者は、所定の単位を修得することで、高等学校教諭専修免許状（音楽）および中学校教諭専修免許状（音楽）を取得することができる。

【博士後期課程】

1　博士論文については、研究領域ごとの必修科目である研究領域研究指導および研究領域論文演習で、論文作成の指導を行い提出させる。

2　前項の論文に加え、器楽および声楽の研究領域では公開の演奏試験を、作曲の研究領域では公開の作品演奏試験を課す。

Ⅱ-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

Ａ．教育課程の体系的編成

ａ．学部

学部は演奏学科と音楽総合学科の 2 学科で構成されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づいて、セメスター制とし、専門科目、教養科目、外国語科目で構成し、各学科及びコースの特性を踏まえ、必修科目、選択科目、自由科目に区分し各年次に割当てて編成している。

教育課程の編成は、第 1 年次、第 2 年次では基礎となる専門科目を置き、コース内の必修科目として学修させる。また、学年の進行に応じて、さまざまな進路希望に対応できるよう、第 1・2 年次での基礎・基本から始まり、さらに発展していく選択科目、自由科目に設定された多彩で専門的な科目を体系的に編成する。

外国語科目については、全学科の第 1 年次及び第 2 年次において英語が必修となる。さらに英語に加え、ドイツ語、イタリア語、フランス語の中から 1 科目が第 2 年次まで必修となる。第 3 年次、第 4 年次では会話と講読を自由科目に置き、学生の希望に沿った選択を可能としている。

演奏学科においては、専門科目は高度な演奏技術と、それによる豊かな表現力の獲得を目的に、専攻実技は 4 年間必修とし、音楽家として必要な基礎能力を培うためのソルフェージュ、和声、西洋音楽史を第 1・2 年次では必修科目としている。さらに各コースの特性に合わせた専門的な科目群に加えて、吹奏楽、管弦楽、混声合唱をはじめとする大規模な編成のものから比較的小規模な室内楽・重唱などアンサンブルの科目を充実させている。

また、学年ごとに履修登録単位数の上限を 40 単位と定めて、科目・単位が特定の年次に偏重しないように適切に編成されている。なお、教員免許課程の教職科目、学芸員課程の科目、再履修科目の単位は履修単位の上限の適用を受けない。

ｂ．研究科

１．修士課程

修士課程は学部の器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻、音楽教育専攻、音楽学専攻の 5 専攻で構成されており、器楽専攻及び声楽専攻の中はヴィルトゥオーゾコースを設けている。

修士課程の教育課程は、表 3-2-2 の第 1 項に示すとおり、各専攻の特性を踏まえて、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻は、「専攻実技研究」及び「作品研究」を、音楽学専攻、音楽教育専攻は「専攻研究」及び「総合演習」を、年次進行に従い履修する学年制としている。

２．博士後期課程

博士後期課程は 1 専攻 5 領域で構成されている。教育課程は表 3-2-2 に基づいて編成されている。現行の大学院設置基準では、博士後期課程に単位の修得を定めていないが、本学では、博士後期課程の教育課程に博士論文等に関する研究指導（単位を付与しない。）のほか、必修科目 4 単位と選択科目 6 単位の合計 10 単位の修得を修了要件としている。

Ｂ．教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ａ．学部

１．専攻実技

専攻実技の指導（以下「個人レッスン」という。）は基本的に1対1で、原則として毎週1回行う。「個人レッスン」時間は、コースの特性や実技区分（主専攻実技、副専攻実技）によって異なる。なお、学生が「個人レッスン」を受けるには多くの練習時間（事前の準備・事後の展開）を必要とするので、自宅で練習できない学生のために、学内に十分な練習室を確保している。

アンサンブル（合唱・合奏）は、ソロ（独唱・独奏）の技術と同様に演奏活動にとって必須である。このため、器楽コース、声楽コース、ヴィルトゥオーゾコースの教育課程には「混声合唱」、「声楽アンサンブル」、「オペラ重唱」、「室内楽・重奏」、「管弦楽」、「管・打楽器合奏」、「管楽合奏」等のアンサンブルの科目を開設している。これらの科目は授業内容により受講できる学生数に制限があるので、受講に際しての公平を期すために、前年度の学業成績または履修前に行うオーディションにより受講者を決定する。

また、その他の学生に対しても、それぞれの技術レベルに応じた自主的なアンサンブルの機会を持てるよう配慮している。

なお、実技系の科目では、学生が毎日の長時間に及ぶ専攻実技の修練の積み重ねをもって事前の準備をしており、1対1のレッスンはもとより、様々なアンサンブルの科目においても積極的に授業に参加して、実際の音によるプレゼンテーションや教員とディスカッションをして演奏力の向上を目指すこと等が日常的に行われている。

2. クラス授業

クラス授業では、科目の特性や授業形態に応じて、学生が主体的に授業に参画するアクティブラーニングを取り入れ、これをシラバスに記載している。

また、適正なクラスサイズを維持した上で、入学時における学生の基礎的学力にすでに個人差がある「英語」及び「ソルフェージュ」は第 1 年次の前期から、「和声」は第 2 年次以降、それぞれの能力に応じた習熟度別クラスを編成して授業を行っている。なお、このクラス編成は、前年度の統一試験の成績に従い、年度ごとに新たに編成する。また、「ソルフェージュ」、「和声」の授業には TA を採用し、教育効果の向上及び教育進度の促進を

図っている。

ｂ．研究科

１．修士課程

器楽、声楽、作曲の各専攻分野の学生が、演奏（作曲）技術のみに偏ることなく広い視野から研鑽に励むよう、実技試験に加え修士論文を提出させる。

修士論文については、表2-2-2に記述してあるとおり、専攻ごとの必修科目において論文作成の指導を行う。ただし、ヴィルトゥオーゾコースは、その教育目的から特に演奏家養成に特化した科目を履修させるので、修士論文の提出は課さず、表2-2-2に記述しているリサイタル形式の演奏試験を課す。

2. 博士後期課程

博士後期課程は、音楽専攻（器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の5研究領域）を置き、修士課程からの一貫した教育課程を編成している。博士論文等に関する研究指導（単位を付与しない。）のほか、必修科目4単位と選択科目6単位の合計10単位を修得要件として定め、以下のように指導している。

- 器楽・声楽の研究領域「演奏法特別研究Ⅰ」は、演奏技術の維持並びに向上のため、第1年次から第3年次まで継続して学修することを義務づける。
- 器楽・声楽・作曲の研究領域では、研究領域研究指導教員の指導のほか論文内容の充実を図るため、希望する場合は第1年次から博士論文指導教員の指導を受けることができる。
- 博士論文の審査は、予備審査と本審査の 2 段階に分けて行っているが、予備審査では当該論文の内容の妥当性と完成度を確認し、その結果は申請者に通知される。申請者はこれに基づき加筆、データの補強等、必要な修正を行った上で本審査の申請を行う。本審査では、提出された論文を学外有識者を含む 5 人程度の審査委員が査読し、これについての口述試験を行い、博士論文としての妥当性と完成度を評価する。

Ⅱ-2-③ 別科の設置目的と目的に沿った管理・運営

本学別科は、音楽について基礎的な知識及び技量を有する者に対し、さらなる向上を図ることを目的として設置している。昭和 39(1964)年度以降、一時募集を停止していたが、近年の文化芸術に対する多様な学びのニーズに応えるため、平成 23(2011)年度から募集を再開した。音楽を志す幅広い年齢層を対象に、音楽に関し簡易な程度において特別な技能教育を行っている。募集人員は 80 名で、出願資格は高等学校卒業者あるいは同相当者以上であり、課題曲による実技試験および面接試験による選考を行っている。

Ａ．教育課程と教授方法

別科課程には器楽コース、声楽コース、作曲コースそして指揮コースを設け、職業に従事するかたわら音楽の勉強をしたいという場合を含め、より広い年齢層にも授業内容が理解できるよう授業内容・方法等を工夫している。実技レッスンの授業（個人レッスン 60 分）は月曜日から金曜日のいずれかの曜日を選択でき、学科目（音楽理論Ⅰ、音楽理論Ⅱ、西洋音楽史Ⅰ、西洋音楽史Ⅱ）の授業は土曜の午前に行うことで、職業に就いている場合でもレッスンや学科目の授業を履修しやすいよう配慮している。

１年の課程であるものの再入学の要望が多く、平成 24(2012)年度より修業年限を延長する場合の規定を設けたが、入学試験を再度受験し在籍する別科生が非常に多く、平成29(2017)年度より、修業年限について通算して４年を限度とするという規定を設けた。

Ｂ．修了認定

修了には、専攻実技レッスン回数の 3 分の 2 以上出席し、かつ専攻実技の試験に合格し、2 科目以上の学科目を受講した（それぞれの授業科目の授業回数の 3 分の 2 以上の出席が必要）者に修了証書を授与している。

Ⅱ-2-④ 教育課程編成方針に沿った教育課程と入学前教育の効果的連携

Ａ．入学前教育の意義

平成 24(2012)年度から、指定校制推薦入学試験・附属校推薦入学試験の合格者に対して、合格発表から入学までの期間、音楽に向き合う意欲の維持・向上を図るため、推薦指定高校側に協力を要請して合格者に課題を課し入学前教育を実施している。

指定校制推薦入学試験合格者には、楽典・英語の課題及び作曲家の作品についてのレポートを、附属校推薦入学試験の合格者には、3 人の作曲家の作品についてのレポートを課している。

入学後、課題を提出させ、主科の担当教員からコメントを付した上で本人に返却することにより、更なる意欲の向上を図ることができている。

Ｂ．教育課程との効果的な連携

このような入学前教育を実施することにより、音楽への学修意欲の維持・向上が図られ、入学後の教育課程に対する学修意欲の向上に繋がることが期待される。

Ⅱ－３ 学修及び授業の支援

≪Ⅱ－３の視点≫

Ⅱ-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅱ-3-① 教員と職員の協働並びにTA等の活用による学修支援および授業支援

本学は、建学の精神を「〈和〉のこころ」と定め、昭和4(1929)年の学校創立以来教員と職員が同等の立場で教学運営にあたっているが、この伝統は今日まで受継がれ、業務のさまざまな場において教職協働が根づいている。また、教職協働の重要性は、毎年度行われる「武蔵野音楽学園職員研修会」（以下「職員研修会」という。）や「武蔵野音楽大学全教員・主任以上研修会」（以下「全教員・主任以上研修会」という。）等の機会をとらえた学長の講話により、全教職員に徹底されている。

このような背景のもとに行われる本学の学修支援と授業支援の概要は、図2-3-1のとおりである。

図2-3-1　授業支援・学修支援の概要

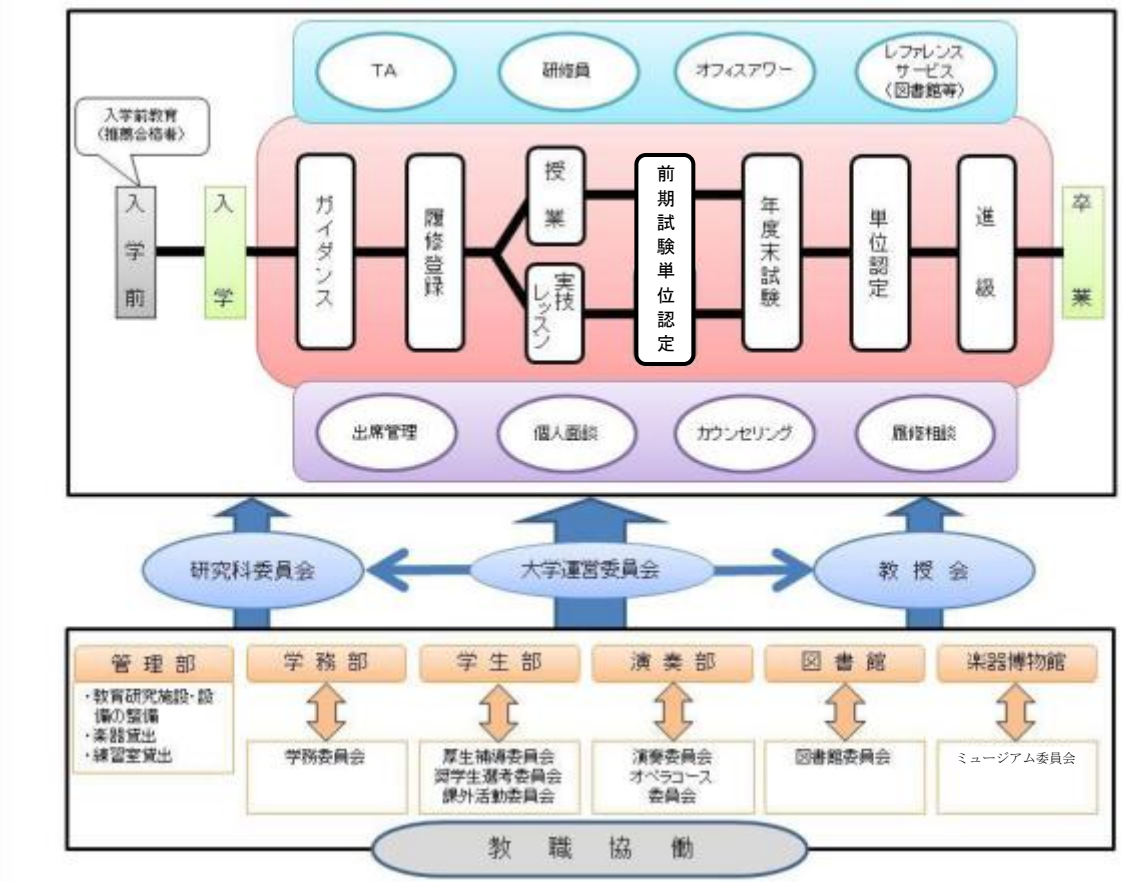

Ａ．共通的な支援

ａ．入学前教育

指定校制推薦入学試験の合格者及び附属高等学校推薦者を対象とし、課題を課している。これにより入学後の新たな音楽学修への理解と大学への期待等を相互に理解することで、大学生活への円滑な移行を図る。

ｂ．オリエンテーション・ガイダンス

学年当初に第1年次生を対象にオリエンテーションを、第2年次生以上を対象にガイダンスを行い、学務部・学生部・演奏部・管理部・図書館等関係部署が連携し、修学に必要なそれぞれの部署の所掌事項を説明する。さらに、各コースの教育内容と評価等について「学科別ガイダンス」を行う。これに併せて教員及び担当部署では、随時、履修相談の機会を設けている。

ｃ．ＴＡ(Teaching Assistant)

本学では、「ソルフェージュ」と「和声」の履修者数の多いクラスについて、大学院生を TA として採用し、当該授業の補佐や学生への助言を行わせ、教育効果の向上と教育進度の促進を図っている。TA の採用は「武蔵野音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程」に則り、対象授業科目の学科長及び部会長の推薦に基づき学長が決定している。

ｄ．ＳＡ(Student Assistant)

「武蔵野音楽大学スチューデント・アシスタント実施についての内規」に基づき、図書館における出納業務・資料検索等の学修支援や、各種公開講座・演奏会における伴奏等の支援、入学試験・講習会における誘導・案内等について教育的配慮のもと教育補助以外の本学が必要と認めた補助業務を行うため、学部生、大学院生を SA として採用している。

ｅ．オフィスアワー

「武蔵野音楽大学オフィスアワー実施規程」に基づき、学生の学科授業に対する質問・相談に応じるためにこのオフィスアワーを設けている。

オフィスアワーの時間・場所についてはガイダンスや「オフィスアワー・研究室一覧」の掲示により学生に周知している。オフィスアワーは、学科目を担当する専任教員が研究室で待機し学生の質問や相談等に対応する。相談の内容及び結果は相談記録簿に記載され、「オフィスアワー報告書」として取りまとめ、学生の学修に際しての質問や要望を把握するための参考資料として活用する。

実技科目については、「個人レッスン」を原則毎週行っているので、この時間を通し教員が学生個々の状況を日常的に把握できるので、特にオフィスアワーを設けていない。

ｆ．カウンセリング等の支援

本学では、オフィスアワーに加え、法人運営協議委員会の議を経て委嘱した教員2人が、カウンセラーとして所定の日時に学生の相談に応じている。カウンセラーは、多岐にわたる諸般の質問や悩み、それらの背景となる事情等について相談に応じる。また、その内容により解決を見られない場合は、内容により関連する各委員会で検討するとともに、必要

に応じ教授会等に諮り問題の解決にあたる。

ｇ．外国人留学生支援

本学での留学生支援は、まず日本文化への理解並びに日本語全般の基礎的能力の向上を図る目的で、日本語科目を必修科目として開設し、専任教員がこれらの科目を担当している。また、研修を兼ねた懇談会を開催し、学修上の問題点について対応している。

Ｂ．事例に応じた支援

ａ．第 2 年次留級者、卒業保留者への支援

第 2 年次留級者及び卒業保留者が確定後、当該学生に対しそれぞれ面談を行い、継続して履修し所期の目的を達成するよう督励している。この面談では、留年者のそれぞれの不足単位（科目）に応じて履修方法について助言を行い、新学年度の授業開始からスムーズに学修に専念できるよう指導する。

進級基準により第 3 年次に進級できない学生のうち、すでに第 2 年次における専攻実技の単位を修得済みの者には、技術の低下を防止する目的で、単位に関わりなく専攻実技のレッスンを受講させる。

ｂ．出席日数不足者への支援

本学では、授業への出席率を重視するので出席率の管理には特に注意をし、出席率が3分の2未満の場合は失格とする。学生の成績及び出席管理を行う学務部は、授業開始から5月末までの出席状況の調査を行い、出席率が低い学生に対し、学務部と学生部が共同で個人面談を行う。また、夏期休暇前にも出席状況の調査を行い、学生及び保護者に対し「出席状況のお知らせ」の文書を送付して、保護者と連携し出席率向上の指導を行う。

Ｃ．学修環境の支援

学生が「音楽芸術の研鑽」をより意欲的、効果的に具現化するため、本学では、複数のコンサートホール、図書館、練習室等の学修環境を整備している。また、「コンサートカレンダー」等に示す演奏会・講習会等を開催して、コンサートやオーディション等に臨む実践的活動を支援するとともに、図書館におけるレファレンスサービス等を通し音楽に係わる質の高い多くの情報を提供して、学生の芸術的想像力と思考力を育み強い学修意欲を引出している。

Ｄ．授業支援、学修支援における学生の意見等を汲上げるシステム

学生の学修及び授業支援に対する意見等を汲上げる仕組みとしては、「学生による授業評価アンケート」（「授業評価アンケート」という。）、「学生満足度調査」、カウンセラー、オフィスアワー、学友会等からさまざまな要望等を汲上げている。

履修上の要望は、学務部において受付案件ごとに整理し、「学務委員会」等において検討し、必要な処置及び対策を講ずる。

授業に関する学生の意見や要望は、必要に応じて「部会」、「FD 委員会」、「自己点検・評価委員会」等で検討し上記に準じ解決を図る。

コンサートや公開講座等の演奏に関する要望については演奏部が、楽器の使用・借用・購入など楽器に関する要望については、管理部が、それぞれ窓口となり「演奏委員会」、「オペラコース委員会」において検討し必要な改善を図る。

図書・楽譜・映像・録音資料等の購入に係わる要望は、図書館の窓口で受け、古典楽器の使用等の要望は楽器ミュージアムの窓口で受け、適切に対応している。

練習室の利用、情報機器等の利用・購入などに係わる要望は、管理部が窓口となり対応する。

Ｅ．プレ実習（練馬区教育委員会との連携により練馬区内の小・中学校で行う実習体験）

学部第4年次に行う教育実習に備え、事前指導の一層の効果を図るため、練馬区教育委員会との連携のもと、3年次生を対象に練馬区立小・中学校の体験実習や指導補助、また、合唱祭や吹奏楽部・合唱部等の部活動支援等の体験実習を実施している。

Ⅱ－４ 単位認定、卒業・修了認定等

≪Ⅱ－４の視点≫

Ⅱ-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅱ-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

Ａ．ディプロマ・ポリシー

学部及び研究科のディプロマ・ポリシーを、表2-4-1及び表2-4-2のとおり定めている。これに基づき、学部及び研究科に定められた教育課程に沿って、学生個々の素養・適性・能力に応じた指導により、目的とする人材を育成する。なお、この方針はシラバス、HP 等に掲載し、広く学内外に周知を図っている。

表 2-4-1　学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

武蔵野音楽大学音楽学部（学士課程）の目的に基づき、4年以上在学して124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士（音楽）の学位を授与します。

1　専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力（演奏学科では演奏能力、音楽総合学科の作曲コースでは創作能力、音楽学コースでは研究能力、音楽教育コースでは教育能力、アートマネジメントコースではアートマネジメント能力）を身につけている者。

2　正課の授業および正課外でのさまざまな学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけている者。

3　自ら考え、創造する能力を育成し、予測することが困難な社会の諸課題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけている者。

表 2-4-2　研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科の目的に基づき、以下のように、高度な知識および技術を身につけたと認められる者に学位を授与する。

【博士前期課程（修士課程）】
本学大学院学則第 4 条第 1 項に基づき、2 年以上在学し、30 単位以上を修得した上で、専攻実技の修了試験、修士論文の審査に合格した者に修士（音楽）または修士（音楽学）の学位を授与する。
なお、ヴィルトゥオーゾコースは、修士論文を課すことなく、学位審査演奏に合格した者に修士（音楽）の学位を授与する。

【博士後期課程】
本学大学院学則第4条第2項に基づき、3年以上在学し、10単位以上を修得した上で、演奏あるいは作品の修了試験、博士論文の審査に合格した者に博士（音楽）または博士（音楽学）の学位を授与する。

Ｂ．学部

ａ．単位認定基準

単位の計算方法、単位の授与及び履修の評価については、学則第20条及び20条の2ならびに学生便覧に明記している。履修する科目は、授業実施回数の3分の2以上を、また、集中授業にあっては5分の4以上を出席した上で、シラバスに明記している所定の試験に合格することによって単位を修得できる。

ｂ．評価基準

１．実技科目

実技科目の試験は、複数の採点委員が、中位の標準的な演奏技術の基準を6点とした10点法で採点を行い、平均点3点以上をもって合格とする。なお、演奏に対する評価は、個々の採点者ごとに主観的であり、これを客観的に評価・判定するために原則として10人程度の採点委員により採点し、最高点と最低点を採点した1人ずつの委員の採点を除外し、有効採点者の得点を平均して公平性を担保する。その結果を「成績評価基準（S：10～7.0点、A：6.9～6.0点、B：5.9～4.5点、C：4.4～3.0点、D（不合格）：2.9～0点）」に基づき判定する。

２．クラス授業科目等

授業担当教員は、定期試験のほか授業内テストの成績、レポートの内容等を総合的に判断して 100 点法により採点し、「成績評価基準（S：100～90 点、A：89～80 点、B：79～70 点、C：69～60 点、D(不合格)：59～0 点)」に基づき評価する。また、「合唱」、「管弦楽」、「室内楽」等の科目では、筆記試験に代えて学生の学修意欲・学修態度等を総合的に判断し、授業担当教員が上述の基準により評価する。「英語」、「ソルフェージュ」、「和声」は、統一試験により同じ基準で評価する。

ｃ．ＧＰＡ

本学では、「成績評価基準」S、A、B、C、Dに、それぞれグレードポイント「S:4.0、A:3.0、B:2.0、C:1.0、D:0」を付与しており、それぞれの科目の成績評価のほかに、年度別と通算のGPA値が学修成果の指標として運用されている。

ｄ．進級基準

本学ではセメスター制により半期ごとに単位の取得が可能となっているが、第3年次への進級に際し、学修意欲の持続と進級後の教育効果の向上のために進級基準を設け、所定の科目・単位を修得しなければ進級を認めていない。（演奏学科：31～32単位、音楽総合学科：23～29単位）。この進級基準は大学学則第17条第1号別表Ⅳ及び学生便覧に明記している。

ｅ．卒業認定基準

卒業基準はディプロマ・ポリシーに則り、各学科（専修・専攻）とそれぞれのコース別に開設する所定の授業科目を履修し、4 年以上在学して 124 単位以上を修得することとし、これを「武蔵野音楽大学学位規定」（以下「本学学位規定」という。）及び学生便覧に明記している。

C．研究科

a．単位認定基準

単位認定基準については、修了要件として大学院学則第12条に明記され、履修する科目は、授業実施回数の3分の2以上を出席した上で、所定の試験に合格することによって単位を修得できる。

b．評価基準、進級基準、修了認定基準（修了要件）

1．修士課程

修士課程の評価基準は、実技科目及びクラス授業科目ともに学部の基準を準用する。ただし、ヴィルトゥオーゾコースの実技科目評価基準については、このコースの研究特性を評価に反映させるため、S、Aについては同じであるが、B、C、Dについては独自の基準としている。

また、修士課程在籍者としての研究分野における探求意欲と能力を持ち合わせていることを尊重し、進級基準を特段設けていないが、第1年次で20単位以上を履修しなければ修士論文の提出やヴィルトゥオーゾコースの学位審査演奏が出来ないと定めており、実質的にこれが進級基準として機能している。

修士課程の修了認定基準（修了要件）は「武蔵野音楽大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第12条および学位規定に基づき、2年以上在学して所定の30単位以上を修得した上で、必要な研究指導を受け、最終試験である専攻実技の修了試験、修士論文の審査に合格することと定め、学位「修士（音楽）または修士（音楽学）」の授与は、研究科委員会の議を経て学長が行う。また、ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文を課すことなく、最終試験（学位審査演奏）に合格することと定めている。

2．博士課程

博士課程の評価基準は、実技科目及びクラス授業科目ともに学部の基準を準用する。ただし、博士課程で求められる高度な研究の成果は、各研究領域の研究指導教員の指導・助言のもと、自主的な研究計画ならびに研究活動によって得られるものである。

また、学年ごとの進級基準は特段設けていないが、研究の進捗状況により各自が演奏や博士論文における審査を段階的に申請することを定めている。

博士後期課程の修了基準（修了要件）は、大学院学則第13条および学位規定に基づき、3年以上在籍して所定の10単位以上を修得した上で必要な研究指導を受け、研究領域器楽・声楽・作曲では最終試験である演奏あるいは作品の修了試験及び博士論文の審査に合格すること。研究領域音楽学・音楽教育では博士論文の審査に合格することと定め、修士課程と同様に研究科委員会の議を経て学長が学位「博士（音

楽）または博士（音楽学)」を授与する。

博士の学位を授与したときには学位規定の定めるところにより、当該博士の学位授与に係わる論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨並びにその論文を、インターネット上に公表し、国立情報学研究所（NII）へ PDF 版を送信提出する。

Ｄ．他大学等における既修得単位の認定

本学の第1年次に入学した者が、入学前に他大学または短期大学で修得した単位は、教養科目、体育科目及び外国語科目に相当する授業科目を対象に、適当と認められる場合は、30単位を上限に本学で修得したものとして、学長の承認を得て認定する。

Ｅ．シラバス

シラバスは、カリキュラム・ポリシーに基づき、開講される実技科目及び学科目についての授業の目標や内容（到達目標)、自学自習の指示等の修学上の指針となる内容を明確に示すとともに、厳格な評価を行うための評価基準を記載している。

上記に記述したとおり、単位認定及び進級、卒業、修了認定については、厳正かつ公正に行っている。

Ⅱ－５ キャリアガイダンス

≪Ⅱ－５の視点≫

Ⅱ-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

Ⅱ-5-② 音楽家をめざす学生の個性、ニーズに応えるキャリア教育

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅱ-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

Ａ．教育課程等において行う指導のための体制

本学は、教育方針を「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」としており、教育課程全体がキャリア教育といっても過言ではない。この中で、実技教育において主として1対1による「個人レッスン」を中心に教授する演奏家、作曲家、音楽教育者、音楽研究者、コンサート等の企画・運営者などに必要な教養として、美学、哲学、体育、外国語等を教授し、社会的・職業的自立に必要な資質能力を培うための指導を行う。

学部における教育課程内の主なキャリア関連科目は表2-5-1のとおりである。

表2-5-1　教育課程内の主なキャリア関連科目

履修年次	授業科目の名称	講義等の内容
1	キャリアデザイン （導入編）	社会的・職業的自立のために必要な基礎的、汎用的な知識や技能を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力と態度を育むとともに、社会人としての責任と自覚を認識させる。導入編においてはキャリアデザインの概論、社会人基礎力等について学修させ、自身のライフプランを作成させる。
2	キャリアデザイン （展開編）	社会的・職業的自立のために必要な基礎的、汎用的な知識や技能を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力と態度を育むとともに、社会人としての責任と自覚を認識させる。展開編においては、導入編での基礎知識を踏まえ、音楽業界を含む多様な業界の第一線で活躍している部外講師の講演やボランティア等により、各業界で必要な資質、知識等について理解させる。
1	コンピュータ・リテラシー	様々なICTリテラシーの基礎を学び、それらを将来にわたって安全的確に使いこないし、さらに自学自習しながらレベルアップするための基礎的知識とスキル習得を目標とする。具体的には企業等組織で実際に使われる資料の作成演習を通して、卒業後実務に就いた際、即日円滑に通常の業務を開始できる実務スキル取得を目指す。 Microsoft　Office(Outlook,Word,Excel,PowerPoint)を利用して、メールの基本、文章の作成と整形、表計算、グラフの作成、関数を使用しての計算、データベース機能の活用、プレゼンテーション資料の作成とプレゼンテーションを実習する。加えてWebページ作成の基礎を学ぶ。
全学年	日本語表現法	人前に出てスピーチすることと、与えられたテーマに沿って文章を書くこと。この二つを繰り返すことにより表現力の向上を図る。まずは慣れることが当面の目標。いきなり指名されて３分間のスピーチをするが、スピーチの後は自分で聴衆から質問を募り、その場で応答する。これによりコミュニケーション能力の向上も目指す。作文は授業内で書くこともあり、宿題として課されることもある。
全学年	生活と法	就職や結婚、育児、介護といったライフ・イベントをとりまく社会状況とその法制について概観する。日々刻々と変わりゆく現代に、社会人として独立する将来に向けてのライフ・プランニングが最終目標である。指定テキストにそった理論講義のほか、適宜、資料を用いて意見をまとめる練習を並行する。具体的には新聞記事等を利用、考えを口頭あるいは記述する時間を随時講義内に設ける。そのため、受講者には日常的に新聞やテレビを通じてテーマを探し、問題意識をもって考え新たな疑問をつくる努力を強く求める。
全学年	会計の基礎	授業の到達目標は、会計の仕組みやルール、財務諸比率が意味するところ

上記のほか、従来から学部に教員免許課程および学芸員課程を設けている。

平成29(2017)年度からの新カリキュラムの開始に伴い、全ての学科で中学校教諭一種免

許状（音楽)、高等学校教諭一種免許状（音楽)、学芸員課程においては学芸員の資格を取得することが可能となった。また、明星大学との連携により小学校教諭二種免許状を取得する道が開かれている。

そして、これらの課程の授業科目の中で、学生の社会的・職業的自立に関する指導を行っている。

Ｂ．教育課程外の取組

本学では、従来より、キャリア教育を狭義の就職対策としてではなく、広く「人間形成」教育及び社会人を育てるための「人間教育」として捉え、特に正課外教育に力を入れている。執行部を中心に様々な活動が行われる学友会活動、部・同好会・サークルによるクラブ活動、専攻楽器ごとの楽器会、有志による県人会等、正課外活動の場は多岐にわたる。とりわけ学友会活動の最大イベントであるMuse Festival（大学祭）は実行委員会が中心となり企画・運営がなされるが、運営の基本理念を「日頃の研究成果の発表」としており、携わる学生は様々な場面で責任感、協調性、指導力、企画力を養っている。特に「演奏」の実施は綿密な準備・計画の基にプログラミング、プログラム制作、事前練習、ゲネプロ、直前練習、その他実際の演奏会を行うために必要なノウハウのすべてを実体験できる場であり、学内におけるインターンシップと捉えることもできる。本学の学生は上記のような様々な機会を通して音楽界のみならず、実社会で活躍するための力を養うことができる。

Ｃ．進路に関する指導のための体制

a. 進路に関する指導体制

進路・就職に関する指導は就職課を中心に、学務部、演奏部、そして担任教員等が密接に連携を図り行っている。

進路・就職に関する指導の概要は以下のとおりである。

・就職課内に事業所別に整理した求人ファイル、過去の受験報告書、就職関連書籍、教員採用試験要項、インターネット検索ができるPC等を準備し、自由に閲覧できる場を用意するとともに、卒業生の進路・就職先データを常に追跡・更新し、情報収集及びOB・OG訪問(業界や企業で働く先輩訪問)に活用できるよう備えている。
・キャリアカウンセラー有資格者を含め、相談・指導に対応している。
・進路開拓の積極的な実施。

表2-5-2　進路開拓のための取組み

実施事項	内　　容
教員募集情報の収集	・ 全国私立学校からの求人情報 ・ 卒業生からの求人情報の収集、ネット検索等による収集 ・ 教育委員会との連携
音楽教室講師募集情報の収集	・ 全国音楽教室からの求人情報 ・ 首都圏音楽教室からの求人情報
アートマネジメント系企業からの募集情報の収集	・ 音楽ホール等からの求人情報 ・ 教員・卒業生との連携、ネット検索等による収集
音楽系事業所の募集情報収集	・ 教員・卒業生との連携、ネット検索等による収集 ・ 訪問開拓
演奏関係募集情報の収集	・ 官公庁所属の演奏団体及び民間演奏団体との連携
その他企業等からの募集情報の収集	・ 郵送及びファックスによる求人

b. 卒業後の進路の状況

音楽大学の特性から卒業後に個人で演奏活動を行う者や、引続き研鑽を積むために進学、留学をする者が少なくない。

主な進路の状況は、表2-5-3のとおりである。

表2-5-3　主な進路の状況　平成28(2016)年度実績

主な進路先	比率(約)
演奏系	9%
教員・学校事務	10%
音楽教室講師	6%
進学・留学	25%
音楽系企業・財団・一般企業就職	32%
研究生・研修生	1%
進学・留学・就職・教員採用試験準備	12%
その他	5%

C. 卒業者に対するキャリア支援

学生・就職課において卒業時の進路状況をデータベース化し、卒業者を対象としたキャリア支援を行っている。これらキャリア支援を希望する者には、課外講座や就職支援セミナー、教員採用二次試験対策等を実施している。また、留学から帰国した者へのサポートも重視している。

また、本学は「武蔵野音楽大学研修員委嘱についての内規」に則り、原則として本学卒業者・修了者を対象に募集し、応募者に対する面接試験及び実技審査を行い、「武蔵野音楽学園人事委員会」（以下「人事委員会」という。）の議を経て研修員を採用している。研修員は合唱、合奏、指揮等の授業において、担当教員の指示のもと伴奏を行うほか、管弦楽、管打楽器合奏、合唱等の本学が主催する演奏会に演奏者として指名される。これらの場を通して実技能力を高め、キャリア形成の機会としている。

Ⅱ-5-② 音楽家を目指す学生の個性、ニーズに応えるキャリア教育

大学主催の演奏会は、本学教員と演奏部が中心になって指導を行い、学生にとって音楽家としての社会的・職業的な自立心を育成するための格好の機会となっている。学生たちはこれらの演奏会等に出演することにより、人格豊かな音楽家としてのあるべき姿を実体験により学ぶことができる。

Ⅱ－６ 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪Ⅱ－６の視点≫

Ⅱ-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

Ⅱ-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての点検・評価結果のフィードバック

Ⅱ-6-③ 実技教育の成果の向上とその発表に向けての点検･評価とそのフィードバック

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅱ-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、教育目的に基づいて、学部・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、この方針に則り、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもと実施している。これにより、本学が入学に際して求める基礎的な知識水準や専攻実技の技術、また、専攻分野への関心、意欲等を持ち合わせた学生を選抜している。入学後は、カリキュラム・ポリシーに則って編成された授業科目を履修することで学修を深め、シラバスに記載されたそれぞれの科目ごとの到達目標が達成されたかどうかを成績評価基準にしたがって評価している。さらに、ディプロマ・ポリシーに則り、教授会において第3年次への進級判定、卒業判定を、研究科委員会において修了判定を厳正に行い、教育目標の達成状況を確認している。

Ⅱ-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、本学では、各専攻・分野で特性が異なるため「部会規則」の審議事項に科目の授業および試験に関すること、科目の評価に関することを含み、部会で審議し決した事項は本学の関連する委員会に提議されることとなっている。

また、FD委員会にて部会ごとの当該年度のFD計画、前年度のFD実施事項の共有・意見交換を行っている。

さらに本学では武蔵野音楽大学FD実施規程に基づき、「自己点検・評価」「教育の質保証活動」の一環として、その結果を今後の授業内容および教育方法のさらなる改善に資することを目的として「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という）を実施している。

本学の授業の特性として実技科目とクラス授業科目の両方があり、同一の内容・実施方法でのアンケートが困難なため、クラス授業と専攻実技（レッスン）に分けて交互に実施している。

授業評価アンケートの回答は、科目・授業を担当する教員ごとに集計し、集計結果を当該教員に通知し、今後の教育内容・方法及び学修指導等の改善・向上やシラバスへ反映する点などについて所見を求め、教育内容・方法及び学修指導等の改善・向上を促している。

Ⅱ-6-③ 実技教育の成果の向上とその発表に向けての点検・評価とそのフィードバック

実技教育は、1対1の個人レッスンをはじめ合奏・合唱等の各種アンサンブルの授業を通して行っており、試験や各種オーディションは、教員によって構成される採点員により評価している。聴衆と向き合う演奏会は実技教育の成果を発揮する場であり、その成果の向上を確認できる良い機会となっている。

Ⅱ－7 学生サービス

≪Ⅱ－7の視点≫

Ⅱ-7-① 学生生活の安定のための支援

Ⅱ-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

Ⅱ-7-③ 就職･進路先開拓のための支援

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅱ-7-① 学生生活の安定のための支援

A．学生生活支援体制

学生課・就職課、保健室、学生寮から成る学生部が主担当部署として、関連部署との連携により学生生活全般の支援に当たっている。

学生部は、厚生補導、課外活動、福利厚生、保健管理、奨学生、教育実習（介護等体験）、証明書発行、集会・合宿・掲示・配付物等、関連委員会、就職・キャリア支援、学寮、学生相談等に関する事務を担当している。

学生生活支援の関連事項を扱う組織として、表2-7-1のとおり委員会を設置しており、規則に則り各所掌の案件について審議等を行っている。委員会等の審議結果は、必要に応じて学生部および関連部署（学務部・演奏部・総務部・経理部・管理部等）の連携によって適切に対応、処理している。

表 2－7－1　学生生活支援に係る委員会

学生生活支援に係る委員会	委員長	主要な審議事項等
厚生補導委員会	学生部長	学生支援、学生の懲戒に関すること
奨学生選考委員会	学生部長	福井直秋記念奨学金受給者の選考
奨学金返還免除候補者選考委員会	学長	日本学生支援機構第一種奨学金の返還免除候補者の選考
課外活動委員会	学生部長	課外活動の助成に関すること
衛生委員会	総務部長	健康保持増進の基本対策に関すること
ハラスメント防止対策委員会	総務部長	ハラスメントに関する苦情・相談対応

Ｂ．健康相談、心的支援、生活相談

「事務組織規則」の定めに従い、学生部所掌のもと、学生の保険管理のために「保健室」を、学生からの相談対応のために「学生相談室」を設置している。

「保健室」には養護教諭免許をもつ保健担当職員を配置し、学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・怪我等に対しては応急対応を行い、医師による診断や治療が必要と判断された場合は校医をはじめ近隣の医療機関と連携している。また、「学校保健安全法」に従い、全学生を対象とした定期健康診断を計画、実施している。

「学生相談室」には、所定の日時に教員2人をカウンセラーとして配置し、学生からの様々な相談や問題に対し助言を行っている。

学生からの種々の相談に対しては「学生相談室」のほか、常時学生部窓口にて受け付けており、必要に応じて個別相談に応じている。さらに、学生部において新入生並びに2年次生全員を対象とした個別面談、教育実習及び介護等体験実施学生への個別指導等を行っており、このような学生個人に接する様々な機会を利用して学生生活に係る個々への支援を行い、問題の早期発見と迅速な対応に取り組んでいる。

なお、休学者・留年者・成績不良者等修学面で問題を抱える学生に対しては、学務部と学生部が連携して相談対応及び指導を行っている。

Ｃ．奨学制度等による経済的支援

ａ．奨学金制度

本学では、創立者福井直秋からの寄附金、その他学生の奨学を目的として寄附された金品を基金として、昭和 41 年(1966)年から、全額返還義務のない本学独自の「福井直秋記念奨学金」を運用している。

この奨学金の種類、対象、給付額等詳細は、表 2-7-2 のとおりである。奨学生は、いずれも「奨学生選考委員会」の選考を経て教授会または大学院音楽研究科委員会の意見を聴取の後、学長が決定する。

表2-7-2　福井直秋記念奨学金種類

種類	対　象		給付額	採用数	備　考
特別給費奨学金（特待生）	学部	1年次	年間授業料全額相当	2人	入学試験の成績が特に優秀な学生（上位4人）に対して給付
			年間授業料半額相当	2人	
		2～4年次	年間授業料全額相当	1人	「給費奨学金」採用者の最上位者を対象とする。同一学生の採用は1回限り
給費奨学金	学部	1年次	入学金相当	20人	入学試験の成績が特に優秀な学生に対して給付
		2～4年次	20万円	28人程度	前年度の成績によって選考する。※修士課程1年次は入学試験の成績により選考する
	修士課程	1～2年次	22万円	16人程度	
	博士後期課程	3年次学位取得者	10万円	学位取得者	最短修業期間内での修了者
外国人留学給費奨学金	学部	外国人留学生（2～4年次）	該当学年の授業料の3分の1相当	1人	前年度の成績によって選考する。※日本語能力も選考基準に含む
	修士課程	外国人留学生（2年次）			
特別成果給費奨学金	全学年	音楽的・学術的または社会的な活動において特に顕著な成果をあげた学生	30万円	若干名	出願者の中から選考する。出願期間は別途指定
緊急給費奨学金	全学年	家計の急変により学業継続が困難になった学生	最高20万円	数人	本人の申し出により、大学が審議により決定する。出願期間は別途掲示にて周知

上記のほか、日本学生支援機構の奨学金、また、地方公共団体や財団法人等の奨学金については、学生部が相談に対応し指導を行うとともに、申請に関する手続きを行っている。

b．学費等減免制度

家計支持者が自然災害で罹災した場合、学費を減免することにより経済的負担の軽減を図ることを目的として、「自然災害罹災時の学費減免内規」を制定している。

また、経済的に就学困難な私費外国人留学生の経済的負担を軽減する目的で「私費外国人留学生授業料減免規程」を制定している。

休学者・留年者・卒業保留者の経済的負担の軽減を図るために、「休学等の者の授業料及び施設費の納付に関する細則」に従い、未修得単位数等に応じて授業料の減免を行っている。

Ｄ．課外活動支援

本学の教育方針の一つである「人間形成」教育にとって、学生の自主的活動である課外活動は重要なものである。この課外活動を、専門分野に関する知識や技能の補完及び伸長の場、また、学生同士の信頼関係を築く場としてとらえ、学友会、部・同好会などの課外活動が円滑に行えるよう、学生部を中心に関係部署が協力して全学的に支援を行っている。

主な支援の内容は、助成金の支給、活動のための学内施設・設備の提供、すべての部・同好会への専任教職員による顧問の配置等である。また、学生が主体となって企画・運営が行われる課外活動の集大成的イベントとして「ミューズフェスティヴァル」があり、実施に際して全学的な人的・物的支援を行っている。

Ｅ．学生寮

本学では、学則第 61 条及び「武蔵野音楽大学学寮規則」（以下、学寮規則）に基づき、江古田キャンパス近隣に「むらさき寮（女子学寮)」、入間キャンパスに 「武蔵野ハイム（男子棟・女子棟)」を設けている。

学寮規則第 1 条に「学寮は、本学の指導下にあり、寮生に共同生活を体験せしめ、これを通じて品位と徳性を養い、人格の陶冶に資することを目的とする。」と定めている。

学生寮のメリットとしては、①安価な寮費による学生の経済的負担低減、②付設または近隣に整備された練習環境、③学年や専攻を超えた共同生活を通じ協調性・社会性を身に付けられる等「人間形成」の場となっていることなどが挙げられる。

Ｆ．外国人留学生、編入生への支援

毎学年、年度当初に外国人留学生及び編入生に対して研修を兼ねた懇談会を開催し、学務部・学生部・演奏部等の連携により、留学生・編入生が当面する学修上、生活上の問題解決に、きめ細かな対応をしている。さらに、個々の留学生に対し担当職員を決め、マンツーマンの支援を行っている。

Ｇ．介護等体験、教育実習の事前・事後指導を通した学生支援

本学では、中学校の教育職員免許状取得に必要な、特別支援学校及び社会福祉施設における介護等体験のため、それぞれにガイダンス・個別指導を行っている。この指導では、特別支援学校の生徒、社会福祉施設の利用者に対する接し方、人権、安全、プライバシー保護に関する意識等を細かく説明し、理解を深めさせる。

また、教育実習の事前・事後の指導についても同様、事務手続きに遺漏のないよう、実習先への事前連絡から礼状の書き方等まできめ細かく指導する。

Ⅱ-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

Ａ．意見・要望を把握するシステム

ａ．「個人レッスン」担当教員による意見・要望等の把握

レッスン担当教員と学生との間には、個人指導という授業形態から自ずと親密な人間関係が育まれる。このような関係をもとに学生から各教員に出される意見･要望は、履修上の要望等については学務部が、学生生活上の要望等については学生部が受付け、関係部署との連携により検討・処理された後、必要に応じて各委員会に諮られる。

ｂ．学生部等による意見・要望等の把握

学生部は、学生との個人面談、保健室・相談室等での個別相談、また、窓口等での対応の機会をとらえて、学生の意見・要望を聞き取り学生支援に活かしている。加えて、学生が組織する学友会執行部等から学生生活についてのさまざまな意見･要望を把握している。

ｃ．「授業評価アンケート」（クラス授業・レッスン）、「学生満足度調査」の実施による意見・要望の把握

「学生による授業評価アンケート」「学生満足度調査」を実施しており、これらの調査によって学生生活に関する学生の意見・要望が明らかになるケースもある。

Ｂ．意見・要望の分析・検討結果の活用

意見･要望等の内容は、単位の認定方法や授業について、教職員との関わり、施設設備、課外活動等について大学に期待すること、進路支援、経済的問題等多岐にわたる。これらの意見･要望は多くの場合、学生との連絡会や個別相談の場で問題の解決が図られるが、必要に応じて関係部署、関係委員会に諮り、学生サービスの改善につなげている。

Ⅱ-7-③ 就職・進路先開拓のための支援

進路・就職に関する学生支援は従来より、就職課が中心となり、学務部、演奏部、そして担任教員等が連携を図り行っている。就職ガイダンスを始めとしたさまざまな支援･指導は入学時より年次を追って行っており、主な取り組みは以下の通りである。

a. 個人面談

就職課では「学生を知る」ことを念頭におき、学生全員を対象として4月～5月に個人面談を次のとおり実施しており、今後も継続して実施する。

第1年次　…　○入学後、学生生活における不安や不都合はないかなど
第2年次　…　○修学上での問題点の有無や将来のおおまかな目標など

第3年次　…　○進路・就職についての考え方や希望を聞く。また、就職支援セミナー、課外特別講座、各種説明会などへの案内など
第4年次　…　○進路・就職について各自の方向性に沿った具体的なアドバイスを行っていく。就職活動のスケジュールなども伝える。

b. 就職ガイダンス

第3年次　…　○本学独自の就職ガイドブック「CAREER」を全員に配布
○就職協定に関する説明及び就職活動の進め方
○正規雇用と非正規雇用の差を解説
○課外特別講座、就職支援セミナー、学内企業説明会などの案内
第4年次　…　○具体的な進路の決定について
○生涯獲得賃金について
○ライフプランについて

c．業種別ガイダンス

就職が決定している第4年次の学生がパネリストとして進行するパネルディスカッション形式のガイダンスを11月に実施しており、今後も継続して実施する。主な対象者は第3年次の学生であるが、早期啓発を鑑み第1年次及び第2年次の学生の参加も可能としている。

パネリストの例
教育関係　…　○公立学校教員採用試験合格者、私立学校採用試験合格者
一般企業　…　○音楽系企業及び音楽系以外の業種内定者
音楽教室　…　○ヤマハシステム講師、カワイ音楽教室、楽器店講師内定者

d．課外特別講座

教員採用試験及び音楽教室講師採用対策として、表2-7-3に示す講座を実施している。主な対象者は第3年次及び第４年次の学生だが、低学年の学生、大学院の学生も受講可能としている。例年、教員採用試験に現役で合格しているものは、この講座を必ず受講している。

表2-7-3

講座名	内容
教職教養講座	教員採用試験を目的とした講座。学習指導要領、教育関連法規等
音楽専門講座	教員採用試験を目的とした講座。教科書全般から出題される対策
論作文講座	教員採用試験、公務員試験、一般企業試験などを目的とした講座
鍵盤実技講座	教員採用試験、音楽教室講師採用試験を目的とした講座。弾き歌い、伴奏付け、即興演奏、移調奏、所見演奏等の鍵盤実技対策。

e. 就職支援セミナー

平成21(2009)年度に文部科学省の「大学改革推進等補助金『大学教育・学生支援推進事業』（学生支援推進プログラム)」に採択された「本学の建学の精神・教育方針の具現活動を通した就職支援への取組」では、学部及び大学院の全学生を対象とした社会人基礎力の向上を図る「就職支援セミナー」を実施した。なお、助成事業が終了した平成24(2012)年度以降についても、3年間のセミナー内容及び学生アンケートを踏まえて内容を検討し、音楽大学の学生向けのセミナーとして継続している。

ｆ．学内募集説明会

本学では学内において実施する募集説明会を企画し学生の意識高揚を促している。
演奏団体、音楽系企業の他、一般企業への就職希望者が増えていることから、音楽系ではない企業へ積極的に働きかけて一般企業の説明会も実施している。

ｇ．就職関連の支援について

就職課では進路・就職相談、模擬相談、模擬面接、履歴書・エントリーシートの添削など就職に関連する各種サポートを行っている。

また、本学の就職課の特徴として、留学から帰国した卒業生や転職を考える卒業生へのフォローを在学生と同様に行っており、就職や演奏など仕事を紹介している。

以上のとおり、教育課程外の学生の社会的・職業的自立に関する学生支援は実施されており、今後においてもこれまでの実績を活かして取り組んでいく。

Ⅱ－８ 教員の配置・職能開発等

≪Ⅱ－８の視点≫

Ⅱ-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

Ⅱ-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

Ⅱ-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

Ⅱ-8-④ 教員の研究･演奏活動への取り組み
Ⅱ-8-⑤ 教員の研究活動を活性化させるための諸条件の整備

（1）事実の説明及び自己評価
Ⅱ-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
Ａ．教育課程の運営のための教員の確保と配置
ａ．学部

現在、学部は平成29(2017)年度に開設した新学科である演奏学科、音楽総合学科と平成29(2017)年度に募集停止をした旧７学科が、少なくとも新学科の完成年度を迎えるまで混在することとなる。教員の配置については大学設置基準第60条に基づき段階的に旧学科から新学科へ移行しており、完成年度を迎える平成32(2020)年度には計画通りの配置となる見込みである。

ｂ．研究科

研究科は、器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5専攻を有する修士課程と、1専攻のもとに5研究領域を有する博士後期課程で構成され、それぞれの課程・専攻の教育目的を達成するために必要な教員を配置しており、大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。

Ｂ．教員構成（専任・兼任、年齢等）のバランス

音楽大学の特性として、専攻楽器や声楽の声域による専門性などにより、専攻実技の種類が多種多様にわたっているので、個人指導である実技科目を担当する多くの教員を必要とする。また、科目によっては学生数が限られており、かつ、学年によって学生数の変動が大きいので、多数の兼任教員を配置している。

年齢域をみると、専任教員の 60 歳代以上の占める割合が多く、他方、比較的若年層の兼任教員が多い。これは、この年齢域の教員は演奏を主な活動とする世代であるので、演奏の機会が多い者、演奏団体に本務を置く人材を採用しているためである。専任・兼任を合わせた年代別の分布を見れば、概ねバランスのとれたものとなっている。

Ⅱ-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
Ａ．教員の採用・昇任等
ａ．教員の任免

学校法人武蔵野音楽学園は教員の任免について、「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」（以下「任免規程」という。）」の中で、「「建学の精神」及び「教育の理念」を理解し、法人の使命・目的の達成に貢献できる人材を確保する。」と方針を示し、「任免規程」

及び「武蔵野音楽学園就業規則」第4章「任免」において、任免の手続き及び基準等を明確に定めている。

ｂ．教員の採用・昇任の方法

教員の採用及び昇任は、「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」にあるように、面接等の成績及び勤務成績等、すなわち人物、知識、技能、業績、健康並びに法人の教育・運営に対する貢献度等に基づき、原則として4月1日付で次の手続きにより行っている。

①教員の所属する学科長その他関係者の意見を聞き予定者を選出する。
②予定者について「人事委員会」に諮る。「人事委員会」は、面接等の成績及び勤務成績等を勘案し、候補者を限定する。この際、採用人事に関しては、面接（必要により技術試験及び筆記試験を加える。）を行う。
③②の結果を「武蔵野音楽学園運営協議委員会」においてさらに検討する。
④教授、准教授、専任講師については、教授会に諮る。
⑤「人事委員会」で再度審議を行い、理事会提出のための最終原案を固める。
⑥理事会において最終的に決定する。

専任教員の採用については、実績のある兼任教員からの採用が最も多いが、教育研究の経歴・業績、社会的活動等が特に優れている場合には、推薦・紹介に基づく採用方法をとっている。

Ｂ．研修、FD 等の教員の資質・能力向上への取組み

ａ．教員の研修機会

1.大学の全教員を対象とする研修会

年度当初に「全教員・主任以上研修会」を開催し、理事長・学長が、建学の精神、教育方針、新学年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項、自己研鑽並びに研究発表の必要性等について講話を行い、全教員の共通理解を得ることを目的とした研修を行っている。

2.外国人客員教授による実技研修

本学では、海外から多数の著名な音楽家を、客員教授として招聘している。客員教授は直接学生の指導を担当するほか、音楽実技並びに指導法の向上を図るため、若手教員の研修も担当している。また、学生が「個人レッスン」を受講する際、その担当教員は客員教授が行う「個人レッスン」を聴講することができる。聴講の機会を得た教員は、終了に当たって研修成果をレポートとしてまとめ、指導力向上の資としている。

3.公開講座等を利用した研修

本学において多数実施している公開講座や演奏会について学生の学修に資することはもちろんのこと、教員に対しても参加や聴講を求め、実技の指導並びに演奏活動等に資するための研修の機会としている。

4.学外の研修会への参加、講師としての派遣

教員の専門分野に係わるセミナー、フォーラム、シンポジウム等への出席、学外団体が企画する研修会への参加、また、文化庁、教育研究組織、他大学・高等学校等からの依頼に基づく委員や講師の派遣を行い、これらの機会は新しい教育情報の収集に役立っている。

ｂ．ＦＤの取組み

1.FD 活動

本学は、平成20(2008)年度に、本学の教育方針及び教育目標に基づき、教員の授業、研究指導の内容及び方法の改善を図ることを目的とする「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」を定め、同規程に基づき「FD 委員会」を設置した。「FD 委員会」は、学長、総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長及び図書館長・楽器ミュージアム館長、各部会長、そのほか理事長が委嘱する教職員をもって組織され、設置以降継続的、組織的な FD 活動を実施している。「FD 委員会」は各部会の活動を通して、FD 推進の年度計画、実施、評価、FD 成果の授業及び研究指導への反映等について運営の責を担っており、各部会は「FD 委員会」において、自ら取組む FD 活動の状況を部会長が報告（発表）・質疑応答を行うことにより、部会間の共通的課題等について情報の共有を図り、教員の教育力向上に反映している。

2.各学科・科目等会議の開催

「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」第 2 条 2 項（2）に学部単位で実施することとして、学部等教員を対象とした研修会および講習会等、授業公開および教員相互授業参観等、各学科等授業研究会等について定めており、部会単位で年度ごとに各部会・科目特有の指導法等の課題、授業進度の調整、教材、試験に関すること、授業の評価に関すること、各種演奏会に関すること等を、それぞれの部会の計画に従って 討議・検討することにより、教育内容・方法の質の向上を図っている。

Ⅱ-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、教育方針の一つである「人間形成」の具現化にとって教養教育は不可欠なものであり、学部で共通の教育課程の一部としている。教養教育を運営する組織として共通教育部会を置き教育内容等について検討を行っている。

Ⅱ-8-④ 教員の研究・演奏活動への取組み

A．教員による演奏活動等

音楽専門教育に携わる専攻実技を担当する教員に対して、自身の研究発表の機会となる演奏会・リサイタル等の実施を推奨している。このような教員の自己研鑽への取組みは、学生の指導に際し、学術的な側面だけでなく、より実践に即した指導を可能とし、各教員の指導力を向上させることにつながっている。

B．外国人客員教授による実技研修

本学では著名な外国の音楽家を多数、客員教授として招聘している。これらの教授には学生が指導を受けるばかりでなく、若手を中心とした教員の自己の研究および指導方法の向上に資するため、指導を受けられるよう研修の機会を設けている。
また、各教員が担任する学生については客員教授のレッスンを受けさせることができる。この場合には、担任教員はレッスンの参観が可能であり、当該の学生ばかりでなく教員の指導力向上にも役立てている。

C．外国語科目・教養科目担当教員による研究活動

教育方針の重要な柱として「人間形成」を掲げているが、このためには教養教育が不可欠である。語学を含む教養科目担当教員によって、専門に偏りがちな音楽大学という特殊な環境の中で、いかに教養科目を修得させるかという命題に基づき、音楽と関連づけた教材の開発等指導方法に関する共同研究を行うとともに、教養科目担当教員自らが積極的に音楽に関わり、理解を深め、教授方法の幅を広げる取り組みを行っている。

D．海外研究員等の派遣

本学では、「武蔵野音楽大学在外研究員規程」に基づき、専任教員を主としてヨーロッパ、アメリカ等に派遣し、教育研究及び教育運営上の諸活動の能力向上を図っている。

Ⅱ-8-⑤ 教員の研究活動を活性化させるための諸条件の整備

A．研究活動に関する規程等の整備

研究活動の活性化と研究に係わる経費の適正な取扱いを目的として、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」、「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規程」、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程」、「武蔵野音楽大学研究紀要規程」等の規程を定め、諸条件を整備している。

B．研究環境の整備と適切な運営・管理

教育研究上の目的を達成するため、機器備品、楽器を中心に教育研究にふさわしい環境の

整備をしている。音楽大学として楽器のクオリティーを確保していくことは、本学の教育環境を整備していく上で重要なことであり、毎年予算を計上し優先順位を検討して対応している。

C．研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の適正な運営・管理のため必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」（以下「公的研究費の取扱いに関する規則」という。）及び、特定不正行為の防止及び特定不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における研究活動に係わる特定不正行為の防止等に関する取扱規則」（以下「特定不正行為防止規程」という。）を制定している。

「公的研究費の取扱いに関する規則」第 6 条の規定に基づき、物品の検収、旅費・謝金に事実確認、研究者によるルールの遵守、内部監査、告発案健処理体制、教職員のコンプライアンス等からなる不正行為防止計画を策定し、これを確実に実施することで適正な研究活動及び研究支援の実施につなげている。

「科学研究費助成事業」（以下「科研費」という。）の申請手続に関する説明会を年 2 回開催し、この機会を利用して、申請を予定している研究員及び科研費の運営管理に関わる事務職員に対し、研究活動における不正行為防止に関する教育を行うとともに、教育後に理解度についてのアンケートを実施している。

公的研究費を使用して研究を行う研究員に、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を正しく理解するための「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」を、研究員及び研究費の管理運営に関わる事務職員に、適正な研究費の使用のための「手続ガイド」を配付している。また、公的研究費の運営管理に関わる研究者及び事務職員に対しては、研究活動における不正防止に関わる「誓約書」の提出を義務付けている。

科研費に関する監査は、毎年度、総務部の公的研究費の管理運営に関わらない職員が実施し、その結果については書面で監事に報告するとともに、理事長に報告している。

D．研究活動への資源の配分

a. 内部資金による研究費

本法人の資金による研究費の補助については、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」に基づき、法人の教学・運営の発展に資することを目的として、志望・専攻する学問分野について外国で研究研修する在外研究員、自学研鑽のため短期に海外で研究する勧奨研究員、自主的に在外研究、調査等を行う自主研究員に対し、旅費及び研究費用等の全部又は一部を補助する。これらの研究員は、武蔵野音楽学園人事委員会の審議を経て、

理事長が決定する。

また、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」に基づき、本法人の教育職員（専任・非常勤）が行う個人研究及び共同研究に必要な費用（研究費）について申請があった場合は、武蔵野音楽学園運営協議委員会の意見を聴いて理事長がその使用を決定する。研究費の範囲は、図書、雑誌及び資料等に要する経費、用品及び消耗品等に要する経費、会議、学会出席、調査及び視察等に要する経費、調査等に伴う謝金等である。研究費を使用した教育職員は、年度末までに研究成果及び研究費使用結果を記載した研究報告書を提出する。

Ｅ．外部資金による研究費

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人の競争的資金や公募型の研究資金の取扱いを適正に運営・管理するため、「公的研究費の取扱いに関する規則」を制定している。この規則に基づき、公的研究費に関わる手続や事務処理を明確かつ統一的に行うため、総務部総務課に相談窓口を開設し、公的研究費に係る事務処理手続に関する学内外の研究者等からの問合せに対応している。

公的研究費のうち、科研費については、適正な執行を図るため、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程」を制定し、科研費に関する事務支援として、総務部は主として諸手続、管理部は物品に関する事務、経理部は経費の管理、図書館は図書に関する事務等、研究活動に必要な付帯事務の一切を密接に支援している。また、毎年度、科研費の申請に関する説明会を開催し、積極的に申請し採択されることを目指すよう啓蒙している。

Ⅱ－９ 教育環境の整備

≪Ⅱ－９の視点≫

Ⅱ-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館、楽器ミュージアム等の教育環境の整備と適切な運営・管理

Ⅱ-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

Ⅱ-9-③ 大規模災害に対する対応策

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅱ-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館、楽器ミュージアム等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学にとって教育環境の整備は重要な課題であり、これまで江古田キャンパス（東京都練馬区）と入間キャンパス（埼玉県入間市）の両キャンパスで教育・研究を行ってきたが、さらなる教育・研究環境の向上を目指し、コンサートホール「ベートーヴェンホール」以外の江古田キャンパス内すべての校舎を建て替えた「江古田新キャンパス」に大学の教育・研究活動の場を統合した。「両キャンパス」の校地面積は 37 万 187 ㎡を有し、大学設置基準に

おける必要な校地面積 12,400 ㎡を十分に満たしている。また校舎面積は 45,210 ㎡有し、設置基準の必要面積 10,545 ㎡を満たしている。

「両キャンパス」の校地及び校舎の面積は表 2-9-1 のとおりである。

表 2-9-1 校地面積、校舎面積（平成 29 年(2017)年 4 月 1 日現在）

校地	収容定員（人）	校舎面積（㎡）	設置基準上の必要面積（㎡）	校舎面積（㎡）	設置基準上の必要面積（㎡）
江古田	1,240	12,117	12,400	24,178	10,545
入　間		358,070		21,032	
計	1,240	370,187	12,400	45,210	10,545

（注）江古田キャンパス駐車場等を除く

江古田新キャンパスは音楽大学としての豊かな個性を備えたS棟、E棟、C棟、N棟、ベートーヴェンホール、ブラームスホールの建物で構成されており、それぞれ用途にふさわしいデザインと音響設計がなされた施設が配置されている。

Ａ．教室（講義室等）

教室についてはレッスン室、練習室のあるE棟と向き合う形でS棟の3階から5階に配置されており、大教室1室、中教室5室、小教室10室および演習室4室が室内外の一体感を保ちつつ、壁面が閉鎖性を感じさせない新鮮な空間として配置されている。また教室の廊下の一角には本学所蔵の自筆譜や手紙がデザイン化され、単調な壁面を飾っている。

教室は履修者の規模に対応できるように大・中・小に分かれており、各教室にはグランドピアノ及びAV機器等を備えている他、プロジェクターも装備している。演習室にはアップライトピアノを設置しており、これらの施設は課外活動やアンサンブルの練習等、学生の自主研究にも使用している。

Ｂ．研究室

レッスン室、練習室のいずれも効率的に部屋を配置するため、中央に廊下を設ける「中廊下型」を採用しているが、光の入らない薄暗い空間にならないよう自然光を取り込み、デザインの面からも単調さを避けている。綿密に設計されたレッスン室は、大レッスン室5室、中レッスン室11室、普通レッスン室54室、計70室を備え、各部屋はグラスウールの吸音材により広さと使用楽器に合わせ、残響時間を微調整している。これらの研究室ではグランドピアノ、譜面台、姿見等の備品を備えており、また授業を担当する教員には共同研究室を11室設置している。

C．練習室（学生自習室）

大・中・小120室の練習室があり、ピアノ専用の練習室にはグランドピアノを配置している他、様々な規模、形態、特性に応じた最適な音楽環境を実現している。

D．楽器の管理等

本学では授業等に供する楽器は、大学の資産であり、空調設備等の整った楽器保管庫において維持、管理している。教育研究に支障をきたさないように楽器を常に良好な状態に保っている。

E．コンサートホール

本学では各々に楽聖の名を冠している5つの本格的なコンサートホールを保有している。日本初の本格的なコンサートホールであり、本学の象徴である「ベートーヴェンホール」(江古田キャンパス・東京都練馬区)、御影石、大谷石、タイル、ガラス等をデザインに括した最新の音響設計による「ブラームスホール」(江古田キャンパス・東京都練馬区)、演奏者の多様なニーズにも対応しているサロン風の「モーツァルトホール」(江古田キャンパス・東京都練馬区)、綿密な音響設定が施されており、内装には木材を使われ、柔らかな音色と響きが定評の「バッハザール」(入間キャンパス・埼玉県入間市)、多様なニーズへの対応を可能にしたシューベルトホール（多摩キャンパス）等は、演奏会や公開講座、実技試験場として幅広く活用している。これらのホールにおける演奏体験は本学の学生にとって教育研究その効果は計り知れない。

F．図書館

本学図書館は、大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集、蓄積、提供に加えて、学修支援及び教育活動へ直接関与し、学生利用の活性化を意図してキャンパスの中央に位置している。機能別に 3 層にゾーニングされ、多様な学修スタイルに柔軟に対応する学修空間である。1階の「メインフロア」は、新刊図書、雑誌、新聞をはじめ、最も利用頻度の高い音楽書を配架し、2階「サイレントフロア」は、参考図書と一般書が並ぶ「開架書架エリア」と、個人・ペア視聴席、AVルームからなる「AVエリア」で構成されている。地下1階の「アクティブフロア」は、グループ学修室も備えたアクティブラーニングスペースで、知の集積及び交流の拠点として学修の事前準備、授業受講、事後展開を実現できるアクティブラーニングの中枢として機能している。

G．体育館・運動場体育施設等

入間キャンパス（埼玉県入間市）は東京ドーム約9個分の広大な敷地を所有している。運動場（2面)、体育館、体育館更衣室等、テニスコート（全天候型6面）を設置し、体育実技、課外活動等に使用している。

H．コンピュータ施設等

ICT（Information community technology）機器の充実を図る為、江古田新キャンパスに合わせて情報機器室及び「DTM（Desktop Music)」室にパソコンを設置している。

情報機器室のパソコンにはMicrosoftのOffice系ソフト、楽譜作成ソフト「Finale」が用意され、「記譜法」「デジタルメディア進化」「現代音楽ビジネス」「コンピュータ・リテラシー」「博物館教育論」等の授業に活用されている。DTM室のパソコンにはDAW（デジタル・オーディオ・ワークステーション）ソフトとして「ProTools」と「LogicProX」が用意されている。各パソコンにはMIDIキーボード、及びMIDIインターフェイスが装備され、プロフェッショナルの現場で実際行われている音楽制作の過程を学ぶことが出来る他、グラフィックス系ソフトでは「Illustorator」や「Photoshop」等が準備されていて、アートマネジメント等の授業で使用されている。

録音スタジオでは、プロユースのソフトである「ProTools」をはじめとして様々な音響機材が備わっており、音響機器の操作に関する授業等で有効に活用されている。

近年、テクノロジーの発達とともに社会の変化に対応できる多様な能力が要求されており、5重奏程度の編成のレコーディングの録音が可能な録音スタジオには、様々な知識と技術を実践的に学ぶことができるよう、プロユースにも充分対応できる設備を備えている。隣接するDTM演習室と情報機器操作室を併用することにより、ハイレベルなシステムの扱いに慣れ、情報処理技術の習得を通して広く社会において活躍できる人材の育成に力を入れている。

Ⅱ-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学では授業形態に応じた適正なクラスサイズを実現させている。すなわち、実技科目は1対1のレッスン形式が原則であり、演習系科目の語学、ソルフェージュ、和声、対位法は30～35人のクラス編成とし、講義系科目の西洋音楽史や教養科目等においては1クラス80～100人を目処として編成を行っている。さらにアンサンブル系科目では、演奏形態に合わせて小編成のものから大編成のオーケストラ、合唱、ウインドアンサンブル（吹奏楽）まで、各専用リハーサルホール等を活用して最大の学修成果を上げるため、理想的な人数となるように配慮されている。

Ⅱ-9-③ 大規模災害に対する対応策

本学では地震、火災等の災害に対応するため「武蔵野音楽学園防災規程」を定めている。また、消防計画を作成し各部署に設置している。

「災害対応マニュアル」については、江古田新キャンパスに対応したものの作成を検討している。

基準Ⅱの改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度からの新カリキュラムへの移行に伴い 7 学科を演奏学科と音楽総合学科の 2 学科に再編・統合し、これに対応した教育課程の全面改訂を行ったため、完成年度を迎えるまで文部科学省に提出した設置届に記載した事項の履行が必要である。

学生募集については、平成 29(2017)年度からの新キャンパス、新カリキュラムの影響もあり増加している。今後安定的な定員充足に向けて、学生募集活動をより充実していくことを検討する。

認証評価が第 3 期のサイクルを迎えるにあたって、学修成果の点検・評価、学生の意見要望への対応、研究支援については、見直しも含め明確化を検討する必要がある。

教育環境について、江古田新キャンパスの完成に伴い、施設設備は最新の状態となっているものの、ソフト面で対応が必要な事項もあり大学全体として対応してく必要がある。

基準Ⅲ 経営・管理と財務

Ⅲ－１ 経営の規律と誠実性

≪Ⅲ－１の視点≫

Ⅲ-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

Ⅲ-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

Ⅲ-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

Ⅲ-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

Ⅲ-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅲ-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という。）は、寄附行為及び組織の基本とする「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務規則」という。）並びに「武蔵野音楽大学教員組織基準」により、法人及びその中に設置される大学の組織と、その組織における職務権限を定めている。

また、組織運営の基本を、「寄附行為」第3条（目的）に、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「〈和〉のこころ」並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めている。

教職員の服務規程として、「武蔵野音楽学園就業規則」（以下「就業規則」という。）、「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程」、「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」、「武蔵野音楽学園公益通報者保護規程」、「武蔵野音楽学園利益相反マネジメント規程」等を整備し、研究活動に関しては「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」、「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程」を定め、これらの規程等に基づき規律と誠実性の維持を図っている。

寄附行為を含む諸規程等は、「学校法人武蔵野音楽学園規則集」に編集し、すべての部署、教員研究室等に配布・設置し、全教職員に公開している。また、就業規則等については、入職の際、個別に配付している。

規程等の新設・改訂等については、法令の制定・改正等に基づき、随時検討を行い適切に対応している。

Ⅲ-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成24(2012)年度に作成した、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間を期間とする「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という。）において、

計画の目的を「学校法人武蔵野音楽学園を取り巻く環境と今後予想される様々な状況の変化に対応しつつ、本学園の建学の精神と基本理念ならびに目的・使命に基づき、教育・研究の充実・振興を図るための計画を策定し、これを着実に実現することにより、もって公的な機関として安定的な学園運営の発展を図ることを目的とする」と定めた。

学園中期計画の期間満了に伴い平成30(2018)年2月28日の理事会にて平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間の学園中期計画が承認され、平成30(2018)年4月1日以降施行となる。

平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの新しい学園中期計画については、教育研究、法人運営の2つを柱とし、それぞれに必要な項目について計画を立て、年度ごとのロードマップを策定した。平成30(2018)年度以降も策定した学園中期計画に基づき、年度ごとに計画の進行状況を確認し、見直しを加えながら計画を遂行していく。

このように本学は、組織的・継続的に目的・使命の実現のため努力し、積極的に活動に取組んでいる。

Ⅲ−1−③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

本法人は、「寄附行為」第3条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い」と記し、関係法令に基づいて法人及び大学をはじめとする各学校を運営することを表明している。そして、大学の設置、運営においては、大学及び大学院設置基準の諸条項を遵守し、学則及び大学院学則を定めて適切に運営している。さらに、本法人は私立学校振興助成法、学校法人会計基準等に即した内部規程を制定するとともに、法令・基準等の制定・改正等に対しては、適切に対応している。

本法人の業務の決定は理事会において行うことを「寄附行為」第15条に「理事会は、この法人に関わる全ての人事、教学、運営に関する事項を審議決定し、執行する。」と定めている。これらの業務の決定は、上記に述べた諸法令に基づいてなされることはもちろんのこと、同時に、「寄附行為」第5条及び第9条に基づき選任された2人の監事が、必要に応じ理事会に出席し意見を述べ、また決定事項の運営状況を監査することにより、適切性をチェックしている。

そのほか、すべての教職員は、関係諸法令に基づく「就業規則」をはじめとする諸規程に基づき、誠実に業務を遂行することとしている。

Ⅲ-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

Ａ．環境保全・安全への配慮

ａ．江古田新キャンパスプロジェクト

平成29(2017)年に江古田新キャンパスが完成し、最新の施設・設備を備えたキャンパスで音楽芸術を追究することができるようになった。教育研究の機能の高度化が図られた

教室や各施設だけでなく、セキュリティの充実、バリアフリーの完備、身体障がい者・視覚障がい者への配慮、防犯・防災の施設設備の高度化、大型楽器移動用のエレベータ等が整備された。

ｂ．施設設備の維持・管理等

本学では施設設備について、各種法令及び関連規則等の安全基準に基づき、適切に維持・管理している。

江古田新キャンパスについては、平成29（2017）年2月竣工であり、1年後に大林組による1年検査が行われた。そのほか、使用上問題がある場所については、逐次対応を行っている。

江古田キャンパス以外の施設についても耐震診断並びに耐震補強工事等を計画的に行い地震に対する校舎の安全対策を講じている。

定期検査（空気汚染検査、水質検査等）については、法令に従い専門業者に依頼して実施している。その他の空調、消火栓設備等機器類の日常点検は管理部で実施し、安全性の確保に努めている。

防災・警備の対策として、「武蔵野音楽学園防災警備規程」（以下「防災警備規程」という。）及び「武蔵野音楽学園防災規程」（以下「防災規程」という。）を定め、警備体制の確立を図るとともに、本法人の内外に発生または発生のおそれがある災害及び緊急事態へ備えている。災害及び緊急事態の発生または発生のおそれがある場合の対応の細部は、「防災規程」に基づき「武蔵野音楽学園防災計画」及び「武蔵野音楽学園消防計画」を別に定めている。

警備は、「防災警備規程」に基づき警備会社と年間契約を結び、職員の勤務時間外の警備を委託し、昼夜連続の勤務体制を構築して不審者立ち入りの防止、犯罪や事故防止等、常時警備（施設設備の安全点検を含む）に努めている。

学生に対する危機対策として、本学は、教育研究活動中の学生が不慮の事故や災害事故により死亡または受傷した場合、あるいは物損に備え、学生全員を本法人の負担において「学生教育研究災害傷害保険」、「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」に一括加入させている。学生の事故防止対策としては、入学時に配付する冊子「学生生活」に「生活上の注意」としてさまざまな問題に対する注意事項を掲載している。

また、環境への配慮として、節電、クールビズ、ウォームビズを行っている。

Ｂ．人権への配慮

武蔵野音楽学園就業規則（以下「就業規則」という。）第 17 条に職員の遵守事項として、第 13 項に「職場での不適切な言動によって、他人に不利益や不快感を与え、その人権を侵害し、学生生活環境、教育研究環境、職場環境を悪くするようなことをしないこと。」と規定され、これに基づきセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラス

メント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を目的とした「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」（以下「ハラスメント防止規程」という。）を制定し、それぞれのハラスメントに関する具体的な禁止行為を明記している。

本法人に、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するハラスメント相談員、ハラスメント相談員から報告を受けた事案に対し必要な措置をとる「ハラスメント防止対策委員会」を置いて、ハラスメントに適切に対応する体制をとっている。

Ⅲ-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、HP にて学校教育法施行規則第172条の2の定めにより公表する教育研究上の情報及び教育職員免許法施行規則第22条の6の定めにより公表する教員の養成の状況についての情報について掲載している。

財務情報については私立学校法第46条に基づき「武蔵野音楽学園財務情報閲覧規程」を定め利害関係人からの財務情報閲覧の請求を受けた場合、経理部にて閲覧に供している。また HP にて事業報告書とともに公開している。

Ⅲ－２ 理事会の機能

≪Ⅲ－２の視点≫

Ⅲ-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅲ-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人理事会は、本法人の最高意思決定機関として本法人の重要事項について審議決定する。

理事の定数は、「寄附行為」第5条第一号により5人から7人と定めており、その内訳は、第8条第一号により学長（以下「一号理事」という。）、第二号により評議員のうちから評議員会において選任した者1人（以下「二号理事」という。）、第三号により本法人に関係のある顕著な功労者または学識経験者のうち理事会において選任した者3人から5人（以下「三号理事」という。）となっている。現在、一号理事1人、二号理事1人、三号理事4人の合計6人を選任している。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、本法人を代表してその業務を総理する。

理事会は、定例的に年 3 回程度開催し、必要に応じ臨時の理事会を開催する。理事会は、理事総数の過半数の出席により成立するが、理事の出席状況は極めて良好である。理事会で審議決定する事項は、本法人のすべての人事、教学、運営に関する事項となっているが、具体的には、寄附行為及び重要な規則等の制定・改訂、中期計画、事業計画、事業報告、予算、決算、財産の管理、役員報酬基準、三号理事の選任、評議員の選任、主要人事、学科・課程等の設置・改廃、収容定員変更、学生生徒等納付金の改訂等である。

Ｂ．武蔵野音楽学園運営協議委員会

法人の管理運営の迅速かつ適切な意思決定に資するために、人事、教学、運営に関する審議、決定機能のうち、恒常業務の執行については「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という。）に委任している。「法人運営協議委員会」の協議事項は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会規則」第4条において次のとおり定めている。

（協議事項）
第４条　委員会は、次の事項をはじめとする理事会、評議員会に付議する事項を協議する。
（１）予算および事業計画に関すること。
（２）決算および事業報告に関すること。
（３）大学の課程・収容定員等に関すること。
（４）法人規則の制定・改訂に関すること。
２　委員会は、前項に定めるほか、理事会の決定事項の執行ならびに法人の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定および連絡調整を行う。

委員長を兼ねる理事長は、委員会の議決に基づき法人業務を執行するが、委任された業務のうち主要な事項については理事会に報告し、承認を受けている。

Ⅲ－３ 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪Ⅲ－３の視点≫

Ⅲ-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

Ⅲ-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の意思決定組織は、図3-3-1のとおりである。

図 3-3-1　意思決定組織図

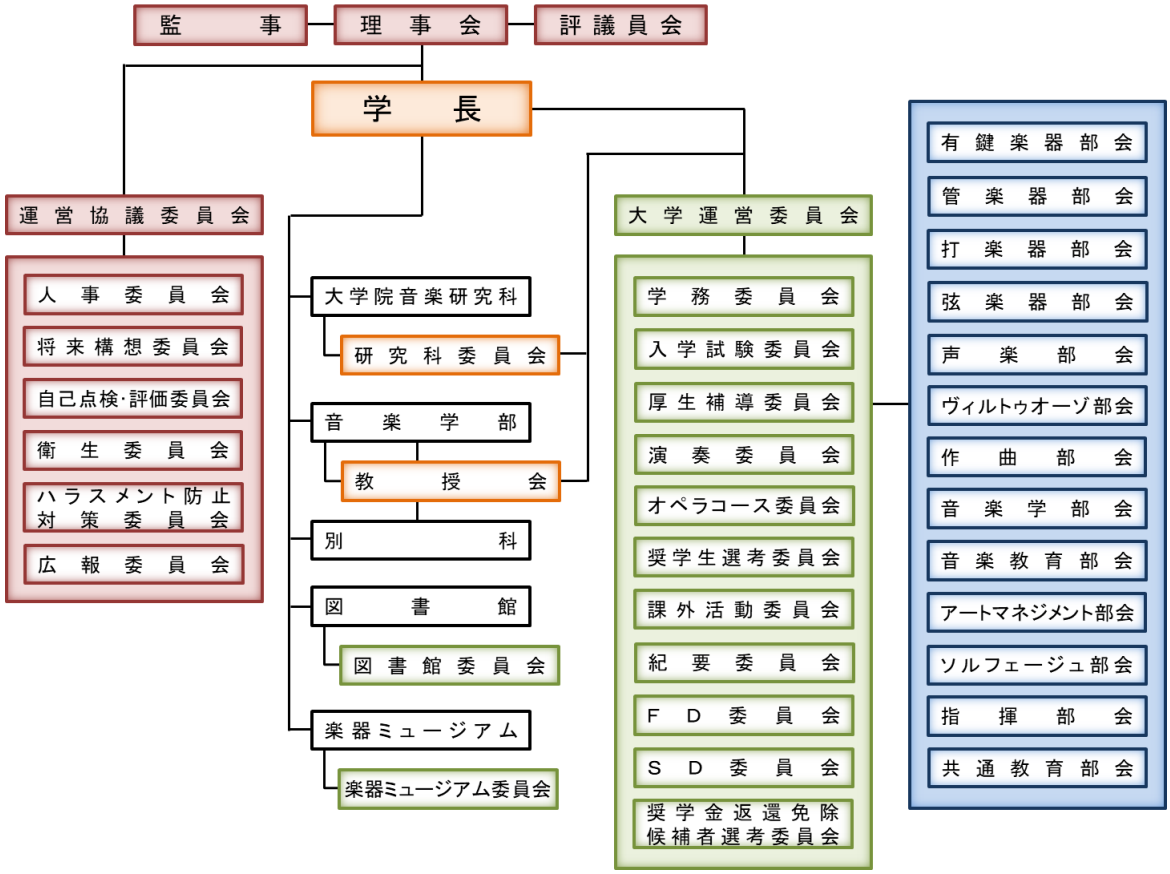

A．教授会

教授会の目的、組織、審議事項等については、学則第 8 章に規定している。

本学は、教育方針に基づき教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、教授会を置いている。

教授会は、学長、副学長、教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合は 准教授、講師、その他事務職員を加えることができることとし、現在、事務職員 1 人（学務部長）を加えている。

教授会の審議事項は、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「この他教育研究に関する重要な事項」であり、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、予め学長が定める事項を「転科試験合格者の判定」「第 3 年次進級の判定」「奨学金受給者の選抜」「卒業演奏会出演者の選抜」と定めている。これらの審議事項は、原則として「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という。）から付議された事項の方針、原案等に基づき審議される。

B．研究科委員会

研究科委員会の目的、組織、審議事項等については、大学院学則第7章に規定している。

本学は、教育方針に基づき教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、研究科委員会を置いている。

研究科委員会は、学長、副学長及び学長が必要と認めた教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合には、准教授、講師その他事務職員を研究科委員に加えることができるとしている。現在、事務職員1人（学務部長）を加えている。

研究科委員会の審議事項は、「学生の入学及び課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」「その他学長が必要と認めた事項」である。これらの審議事項は、原則として「大学運営委員会」から付議された事項の方針、原案等に基づき審議される。

C．武蔵野音楽大学運営委員会

本学の運営及び教学に関する事項を円滑かつ適切に行うために「大学運営委員会」を設置している。「大学運営委員会」は、学長の諮問及び図3-3-1で示す「大学運営委員会」のもとにある10の委員会及び13の部会等からの提議に応じ、本学の運営及び教学に関し、教授会及び研究科委員会に付議する事項の方針、原案等を審議するとともに、理事会の決定事項の執行、本学の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定及び連絡調整を行っている。「大学運営委員会」の審議事項は、「武蔵野音楽大学運営委員会規則」第4条において次のとおり定めている。

（協議事項）
第４条　委員会は、学長が教授会または研究科委員会に意見を聴取する次の事項について協議する。
(1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関すること。
(2) 学位の授与に関すること
(3) その他学長が必要と認めた事項に関すること。
2　委員会は、前項に定めるほか、理事会の決定事項の執行ならびに本学の恒常業務の執行に関する事項の協議、決定および連絡調整を行う。

D．教授会及び研究科委員会の決定事項の理事会への提議

教授会及び研究科委員会において承認された事項のうち重要事項については理事会に提議し、その審議決定に基づき全学の協力体制のもとで業務を運営している。

Ⅲ-3-② 大学の意思決定と業務遂行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学では、図3-3-1で示したとおり、学長の諮問機関として「大学運営委員会」を置き、また、「大学運営委員会」のもとに10の委員会を組織し、そのほか各学科及び共通基礎専門教育、共通教育に13の部会を置いている。これら「大学運営委員会」及び10の委員会、13の部会では、それぞれの委員会規則及び部会規則の定めに従い、所掌する事項について審議・決定等を行う。部会で決定した事項は関係する委員会に、当該委員会で決定した事項は「大

学運営委員会」に提議する。「大学運営委員会」は、学長からの諮問に応えるとともに、10の委員会からの提議、その他について協議、決定を行い必要に応じ教授会または研究科委員会に提議し、審議を経て学内の合意形成を図っている。

本学で学長は、「大学運営委員会」の委員長、教授会の議長、並びに研究科委員会の議長となっており、学長が大学の教学運営上及び管理運営上の最終的決定権者として機能するよう諸規則を整備している。

一方、図書館及び楽器ミュージアムにはそれぞれに係わる委員会を設置し、両館長の掌理のもとに行われる管理運営を通して、学長は指揮監督を行っている。

10の委員会から紀要委員会を除く委員会及び「図書館委員会」、「ミュージアム委員会」それぞれの委員会には、教員及び関係する事務職員が一体となって教職協働により大学運営に参画し、また、各部会には非常勤教員を含むすべての教員が所属し審議に参画するため、より組織的・計画的そして幅広い意見の集約が可能である。

学長は、毎年新学年度の開始前の3月に「武蔵野音楽学園職員研修会」(以下「職員研修会」という。)や4月に実施する「武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議（研修会)」(以下「全教員・主任以上会議」という。）等において、所属教職員に対し意欲と能力を引出すよう明確なビジョンを提示している。

学長は現在本法人の理事であり理事長を兼務し、「法人運営協議委員会」の委員長であるとともに、その他本法人に設置される主要な委員会の委員として所属しているので、これらを通して本法人及び本学の情報の共有等緊密なコミュニケーションが形成されている。

以上のことから、学長は適切なリーダーシップを発揮して本学の意思決定と業務執行にあたっている。

Ⅲ－４ コミュニケーションとガバナンス

≪Ⅲ－４の視点≫

Ⅲ-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

Ⅲ-4-② 法人及び大学の各管理運営機関のガバナンスの機能性

Ⅲ-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-4-① 法人及び大学の各管理・運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

Ａ．法人及び大学の教学部門のコミュニケーション

本学の教学事項は、主として教授会、研究科委員会、「大学運営委員会」における審議決定に基づき執行されるが、その教学運営上の最高責任者である学長は理事であり、かつ現在

は理事長として本法人を代表し、その業務を総理している。

本法人の複数の理事・評議員が教授会及び研究科委員会に所属し、かつ「法人運営協議委員会」と「大学運営委員会」の委員を兼ねているので、教学部門と管理部門との関係は常に密接な連携を保っている。これらの組織から提案され執行する案件のうち特に重要なものは、さらに理事会で審議決定されたのちに執行される。

Ｂ．法人及び大学の管理部門のコミュニケーション

本学では教学部門を直接支援する部署として、学務部、学生部、演奏部、大学附属機関としての図書館及び楽器ミュージアム（開館準備中）を置いている。本学その他本法人内各機関の業務を担当する理事長・学長室、総務部、管理部、経理部、広報室、入学センターは、法人と大学の組織上兼務の形をとっているので、管理部門と教学部門の連携は密接かつ堅固に保持され、円滑な意思決定がなされている。

本法人及び本学の事務組織は、図3-4-1のとおりである。

図3-4-1　法人・大学事務組織図

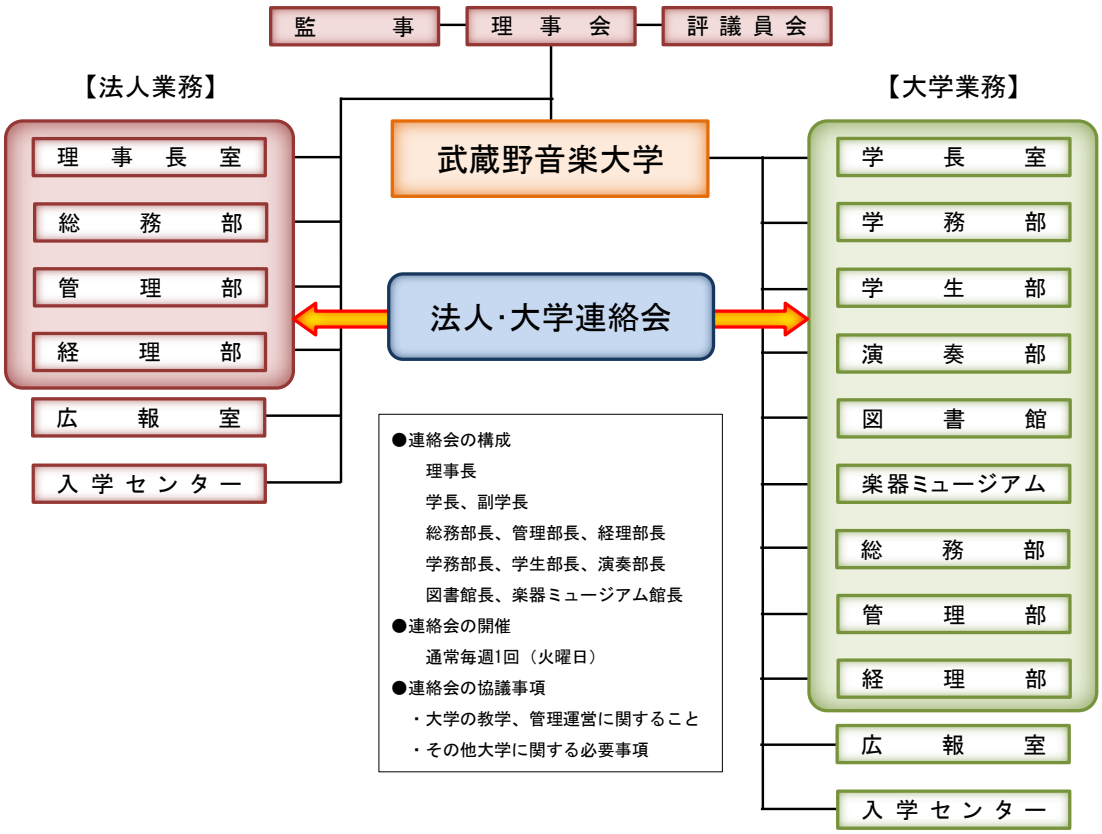

C．武蔵野音楽学園法人・大学連絡会

本法人の設置する本学の教学運営について協議・検討等を行うために「武蔵野音楽学園法人・大学連絡会」（以下「連絡会」という。）を置いている。「連絡会」は、理事長、学長、副学長、総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長、図書館長及び楽器ミュージアム館長で構成されている。

また、理事長が必要と認めるときは上記の構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

「連絡会」は通常毎週 1 回開催（火曜日）し、大学の教学、管理運営、その他必要事項について協議・調整等を行い、本法人及び本学双方の情報を共有し連携を密にして、教育研究が常時円滑・適切に行われるよう開催している。

Ⅲ-4-② 法人及び大学の各管理運営機関のガバナンスの機能性

A．法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

理事長と学長の権限は、「寄附行為」及び大学学則により明確に区分している。理事長は、「寄附行為」第 7 条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定され、学長は、学則第 47 条において「学長は校務を掌り所属教職員を統督

する。また、各種の委員会を設け必要事項を諮問することができる。」と規定されている。

この職責に従い、理事長及び学長は、それぞれの立場に置いて権限の執行と責任を負うことになるが、現在、理事長と学長は同一人であり、また、本法人の理事が「大学運営委員会」、教授会及び研究科委員会に、一方、本学の教職員が「法人運営協議委員会」にも所属しているので、法人と大学の権限の明確な区分のもとに、互いに緊密な連携を保持し、情報を共有しながら、相互チェックによるガバナンス機能を果たしている。

B．監事の選任とガバナンス

監事の定数は、「寄附行為」第5条第二号により2人と定められ、同第9条により本法人の理事、職員または評議員以外の者で、理事会で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任することとなっている。現在、監事（非常勤）2人を選任している。

監事は、「武蔵野音楽学園監事監査規程」に基づき、年度監査計画を策定し、これにより法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成して、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に報告している。また、毎回理事会及び評議員会に出席し、法令及び「寄附行為」に従い、本法人の業務執行状況、財産の状況及び理事の業務執行状況について意見を述べる。さらに、理事会・評議員会以外にも随時来校し、予算・決算の状況や施設・設備管理、学生の修学状況、学生支援、学生募集、演奏活動等の法人及び大学の業務の状況について、担当部長の報告を受けている。

特に年2回の長谷川公認会計士事務所による会計監査期間中には、これに立会い会計監査人より監査状況の報告を受けるとともに、監査の状況や財産の状況等について質疑応答を重ねることによって、本法人及び本学の業務や財産の状況について監査し、十分に監事の機能を果たしている。

C．評議員の選任とガバナンス

評議員は、「寄附行為」第18条により本法人に勤務する職員のうちから3人から5人、本法人の設置する学校を卒業した者のうちから2人から3人、本法人に特に顕著な功労があった者のうちから3人から4人、並びに学識経験者のうちから3人から4人、いずれも理事会において選任することとなっている。

評議員会は、定例的に年 3 回開催している。評議員は、評議員総数の過半数の出席により成立（寄附行為第 22 条第 6 項）するが、評議員の出席状況は極めて良好である。また、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなしている。（寄附行為第 22 条第 7 項）意思表示の書面は、「議決権行使書」と称し、評議員会において審議する議案ごとに賛否を記入する書式としている。

評議員会は、理事長が招集し、法令及び寄附行為に従い、本法人の予算、事業計画、中期

計画、借入金、重要な財産の処分、役員に対する報酬等、合併、解散、寄附行為の変更、収益事業、その他本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの及び理事会で必要と認めたものについて、あらかじめ理事長からの求めに応じ意見を述べるとともに、本法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べ、若しくは諮問に答え、または役員から報告を徴することができることとしているので、理事会の運営を監督する機関として十分に機能している。

Ⅲ-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長は、大学の教育研究上、管理運営上の諸課題等について、法人との協議に基づく事項または自らの方針に基づいて構想する事項等を「大学運営委員会」に諮問し、「大学運営委員会」は学長の構想等の具現化の案を策定する。一方、「Ⅲ-3-②」で記述したとおり、10の委員会及び13の部会で検討されたそれぞれの所掌事項についての課題・改善策・要望等も「大学運営委員会」に提起される。「大学運営委員会」は、これら学長からの諮問及び10の委員会等から提起された案件を総合的な観点から審議して、学長の諮問に応えるとともに、10の委員会等からの諸課題・要望等についても、これを「大学運営委員会」の審議結果として学長に提起する。理事長を兼ね、「大学運営委員会」の委員長でもある学長は、「大学運営委員会」の審議結果を踏まえ、学長としての最終的な決定を行っている。

以上のことから、学長のリーダーシップと広く教職員からのボトムアップは、バランスのとれたシステムのもとで適切に発揮されている。

Ⅲ－５ 業務執行体制の機能性

≪Ⅲ－５の視点≫

Ⅲ-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

Ⅲ-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

Ⅲ-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅲ-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の目的・使命を達成するための事務組織は、図3-5-1のとおりであり、その主要な所掌事務は、表3-5-1のとおりである。

事務職員に関する職制及び事務分掌は「武蔵野音楽学園事務組織規則」に定めており、その中に、「役職任用基準」に基づく、部長、館長、課長、主管、主任等の役職の配置を規定し、「武蔵野音楽学園事務組織規則」に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌の業務を執行している。

専任職員については「就業規則」、嘱託職員については「嘱託職員就業規則」、パートタイム職員については「パートタイム職員就業規則」で、「勤務」「給与」「任免」「表彰及び制裁」等の就業に関する基本的事項を定めている。「任免」は就業規則と「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」「武蔵野音楽学園給与規則」に定めている。

なお、警備、清掃、食堂、ピアノ調律等は業務委託としている。

図3-5-1　大学事務組織図

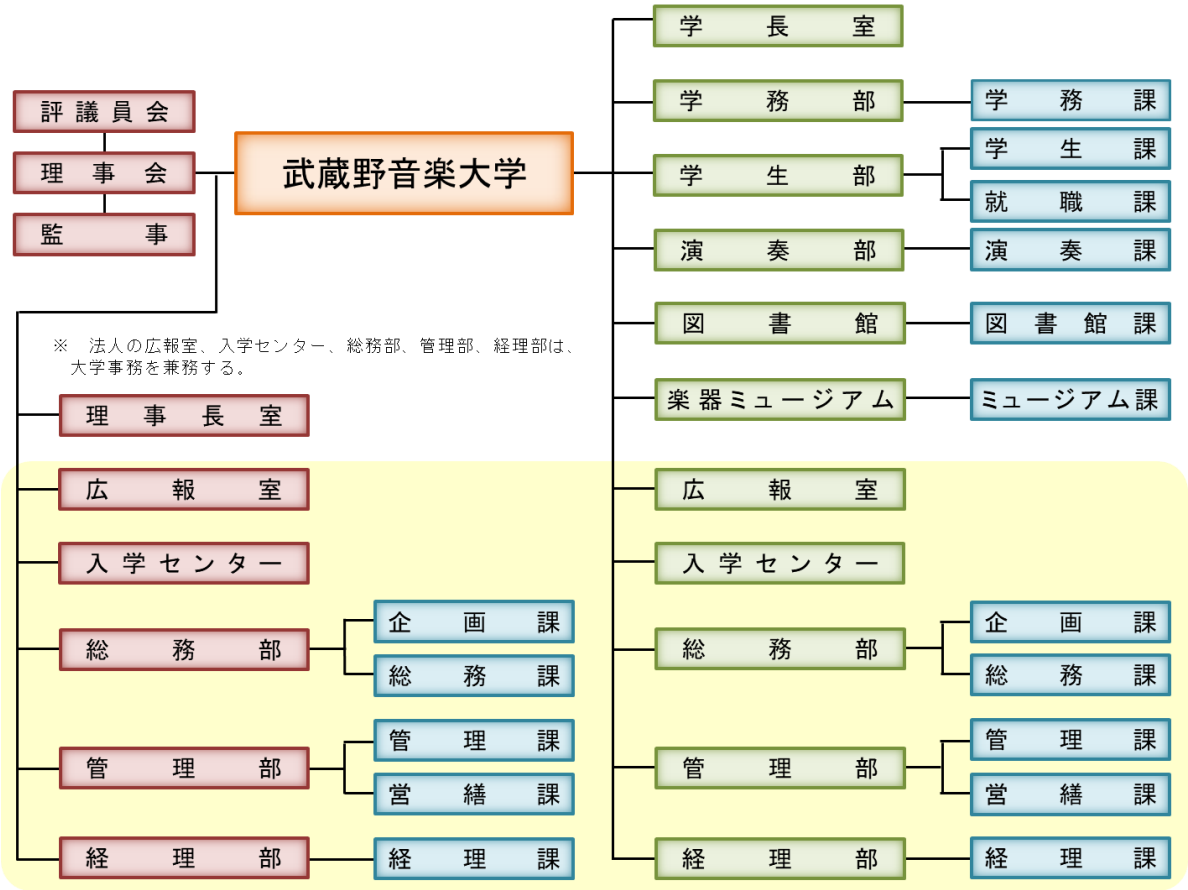

表3-5-1　大学各部館等の主要業務

部館等	課等	主要業務
学長室		学長の秘書、学長宛文書の接受・返信、外国人教授の招聘等
学務部	学務課	学則・学務関係の規程、大学院・大学台帳の整理・保管、教育課程の編成、学科目の履修、試験・成績、教員組織、学籍、入学試験等
学生部	学生・就職課	厚生補導、学生の課外活動、学生の福利・保健管理、奨学生、学生相談、累加記録の作成・保管、教育実習、就職等
演奏部	演奏課	演奏会・公開講座等の企画・実施、学内オーケストラ・アンサンブル・コーラス等
図書館		学術図書・楽譜・録音資料・映像資料等の収集・管理等
楽器ミュージアム		楽器・楽器附属品・装置・器具類の収集・管理等
総務部	企画課 総務課	教職員の人事・給与・退職金・旅費、教職員の任免・異動・服務、教職員の出張・研修・留学、教職員の福利厚生、補助金・助成金等
管理部	管理課 営繕課	土地・建物等の維持・管理、建物・構築物の設計・建築・契約、建物・設備の営繕・管理、固定資産等の台帳の整理･保管、楽器管理、防火計画・防災計画、施設内の保全等
経理部	経理課	予算・決算、資産運用、支払・収納、会計帳簿の記帳、伝票・証憑書類の整理･保管等
広報室		広報事項の企画・調整、新聞・雑誌の広告、広報誌等の編集等
入学センター		学生募集事項の企画・運営、学校説明会等の企画・運営等

表3-5-2　大学職員数（平成29(2017)年5月1日現在）

専任職員	嘱託・パート職員
111人	7人

Ⅲ-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

教職協働は、本学の建学の精神である「〈和〉のこころ」を正に具現化したものである。もとより教員・職員は担当業務を異にしているが、創立以来、全員が同等の立場で協力・連携する精神が培われ、本学の教育研究の充実向上に向かって努力している。以上述べたことは学内に広く根付き浸透している。

この考えのもとに本学の事務組織は図 3-5-1 に示すように、学長を中心に「各部署」の業務執行について管理体制が敷かれており、学長より示された業務執行の方針に基づき、「各部署」の業務はそれぞれの責任において執り行われる。この際、毎週定例的に開催する「連絡会」において、大学の教学運営、管理運営、その他必要事項について「各部署」間相互の協議・調整等を行うことによって、大学全体の業務執行の管理体制は円滑かつ有効に機能している。

Ⅲ-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

Ａ.「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」の策定

従来、本学では、職員研修会、全教員・主任以上会議、職階別職員研修、新任研修、外部機関への職員の派遣等、職員の研修に力を入れていたが、平成 29(2017)年 4 月に SD が義務化されたことに伴い、本学の職員が本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために行う研修の実施に関する事項を定めることを目的として「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」を策定した。

「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」第 2 条第 2 項に SD 実施の単位及び実施内容等の範囲については下記のとおりである。

(1) 全学単位で実施するもの

イ　職員研修会

ロ　全教員・主任以上会議

ハ　新任者研修会

二　職階別職員研修会等

ホ　チーフ連絡会における研修情報の交換

(2) 本学各部・図書館・楽器ミュージアム等単位で実施するもの

(3) FD 委員会と連携して実施するもの

全教員の教育研究活動に係わる管理運営に関する事項

(4) 学外の教育・研修会等に参加するもの

イ　武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規に基づく研修員の派遣

ロ　学外の教育関係機関等が行う教育・研修会等への参加

SD の推進に当たっては、「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」第 3 条により SD 委員会を置き、学長、副学長、総務部長、管理部長、経理部長、図書館長、楽器ミュージアム館長、学務部長、学生部長、演奏部長、学科長および理事長が委嘱する職員を構成員としている。

SD 委員会では年度の計画、実施、評価、大学事業への反映等に関し、その運営に当たるものとし、当該年度の SD 計画および前年度の実施評価を自己点検・評価委員会に報告するものとしている。

Ｂ. 職員研修会

毎年新学年度の開始に備え、3月下旬「職員研修会」を開催し（平成29(2017)年度はキャンパス移転の関係で4月1日）、理事長・学長が事務・技術職員を対象に新年度の教育研究・運営方針、重要な事業の概要、業務運営上特に留意すべき事項等について講話を行い、教育研究を円滑に進めるため事務・技術職員が負うべき責務の重要性を強調している。

Ｃ．全教員・主任以上研修会

毎年度4月初頭の新年度授業開始前に、教育職員、事務・技術職員の主任以上が一堂に会し、「全教員・主任以上研修会」を開催している。この中で理事長・学長から建学の精神、教育方針、新年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項(アンケート調査などによる学生からの要望や意見も踏まえて)、自己研鑽並びに研究発表の必要性等についての講話がある。また、図書館・楽器博物館長、学務部長、学生部長、演奏部長により、それぞれの年度の所掌業務に関する説明等とこれに係わる質疑応答を行い、全教員・職員の共通理解を図っている。

Ｄ．新任者研修会

毎年度3月下旬、新任の事務・技術職員に対し、理事長・学長の講話（建学の精神・教育方針等）並びに総務部長、管理部長、経理部長、学務部長、学生部長、演奏部長及び図書館・楽器ミュージアム館長からの所掌業務に関する説明を行い、本法人の職員として備えなければならない基本的な知識・素養等について確認している。

Ｅ．職階別職員研修等

課長以下を対象とし、課長クラス、主任、係員に区分して「職階別職員研修会」を実施している。それぞれの職責に応じたテーマ（課題）を設定し、レポートを提出させ、理事長・学長、副学長、各部長・館長による講評を行っている。

また、提出した者の中から代表者を選抜し、前述の「職員研修会」の場で発表させている。

Ｆ．チーフ連絡会における研修情報の交換

「チーフ連絡会」は、業務に関する連絡調整・情報提供や意見交換等を行い円滑な業務の推進を図るため、各部署のチーフ（課長、主任等）により通常毎週１回開催している。

この機会を利用し、各部署が学外の研修会等で得た情報等を相互に提供し、これを共有することによって、当面の問題解決・業務処理や将来へ向かっての課題発見等の資としている。

Ｇ．学外の教育・研修会等に参加するＳＤ

ａ．学外諸機関への研修員の派遣

職員の資質の向上及び職能開発・向上を目的として、「武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規」に基づき、職員を部外諸機関へ研修員として派遣している。研修員は、本法人の職員として在籍したまま、原則として１年以内の期間で研修を行う。研修終了後は、研修成果報告を実施する。

平成 24(2012)年度は２機関に各１人を３年間、平成 25(2013)年度は１機関に２人を１年間、平成 29(2017)年度は１機関に１人を１年間派遣した。

ｂ．学外の教育関係機関等が行う教育・研修会等への参加

各部署の課長以下の事務・技術職員を、学外の機関で開催される自己の職務に直接的又は間接的に関わる各種の研修会等に参加させ、それぞれの部署で必要とされる職員の資質や専門能力の向上を図っている。

研修参加者は、研修終了後に研修参加報告書を作成・提出するとともに、必要に応じ、前述の「チーフ連絡会」で発表することとしている。

Ⅲ－６ 財務基盤と収支

≪Ⅲ－６の視点≫

Ⅲ-6-① 江古田新キャンパスプロジェクトを展望しての財務運営の確立

※新キャンパスプロジェクトは終了しているため、「中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立」として記載

Ⅲ-6-② 安定した財務基盤の確立と収入源の多様化、支出面の見直しによる収支バランスの確保

(1) 事実の説明及び自己評価

Ⅲ-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では 5 か年の中期財務計画を策定し中期的な財務運営の指針としている。

中期財務計画は毎年、前年度の収入実績や入学者数などを基に見直しを行い、より実効性のあるものとしている。

本学園の純資産構成比率は 90%を超え非常に高い水準にあり、長きにわたり無借金経営を続けてきており、財務状況は極めて健全である。

また、退職給与引当金は要支給額の全額を特定資産として内部留保しており、第 2 号基本金、第 3 号基本金の積み増しも計画的に行っている。

資産運用に際しては、現在「有価証券の取得及び処分に関する細則」に基づき行っているが、資産運用管理の規定及び委員会を新たに設けることを計画している。

財務運営は、将来を見据え計画的に、また法令、「武蔵野音楽学園経理規程」等に則り厳格に行われており、十分に確立されていると言える。

Ⅲ-6-② 安定した財務基盤の確立と収入源の多様化、支出面の見直しによる収支バランスの確保

本学園には借入金等外部負債は一切なく、潤沢な資金を保持し安定し財務基盤は確立されている。

本学の収支については、経常収入の約 70%を占める学生生徒納付金収入は平成 27(2015)年度までは減少していたものの、平成 28(2016)年度以降は徐々にではあるが増加している。外部資金としての受取利息・配当金収入は 2 億円弱の収入があり、経常収入の約 6%を占め

ていて、「今日の私学財政」で示される平均値に比べ、高い水準にある。資金運用については世界的な低金利の非常に厳しい環境の中、元本の保証された債券運用を中心にしながらも株式、REIT（不動産投資信託）の比重を少しずつ高め、対応している。また寄附金については平成 23(2011)年度に文部科学大臣より税額控除制度の適用を受けたこともあり、個人からの寄附金がほとんどであるという制約のもとで、毎年度安定的な収入を得ている。

一方支出面については、高い教育水準を維持するために必要な予算措置を講じながらも、全学的に経費節減に取り組み、積極的に経費の見直しを図っている。平成 22(2010)年度より職員一人ひとりが経費節減意識を顕在化のうえ、各部署単位で経費節減のプランを練り、それを着実に実行し、その後その実績を評価し、また次の経費節減に繋げていく PDCA サイクルを活用した経費削減運動を継続して実践していて非常に効果が上がっている。人件費については着実にその削減を図り、人件費依存率も少しづつ改善されているものの、未だ人件費の学生生徒納付金収入に占める割合は 100%超と高く、決して収支のバランスが取れている状況ではないが、全体の状況は徐々に改善してきている。手元流動性は十分に確保しており資金面での不安は全くない。

Ⅲ－７ 会計

≪Ⅲ－７の視点≫

Ⅲ-7-① 会計処理の適正な実施

Ⅲ-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅲ-7-① 会計処理の適正な実施

昭和 46(1971)年に学校法人会計基準が制定されたことを受けて、昭和 47(1972)年に「武蔵野音楽学園経理規則」（以下「経理規則」という。）を制定し、同規則に沿った会計処理を行っている。また平成 27(2015)年度に一部改正された新学校法人会計基準に対しても、すみやかに経理規則を変更して対応している。それ以外にも必要に応じて適宜会計処理の見直しを行い、それら改訂した規則を遵守して、経理処理を適切に行っている。勘定処理において疑問点が生じ、判断が難しい場合には、会計監査人にその都度照会し、回答を得たうえで処理することを励行しており、学校法人会計の考え方に沿った会計処理を的確に行っている。なお、部門別会計（管理会計）は、会計監査人の監査対象外であるが、日本私立学校振興・共済事業団からの補助金受領にあたっては経費配分で正確性・継続性が求められるため、「学校会計経理処理基準」を定めて、その基準に即した部門別会計を作成している。会計年度としては、4 月から翌年 3 月までの年 1 回決算であるが、毎月残高照合を行い、必要に応じて各月次計算書類を出力して照合し、遺漏がないよう、適切な会計処理を行っている。

各会計年度の決算書類として、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借

対照表）を作成するにあたっては、会計監査人の指導も受けつつ学校法人会計基準を遵守している。

予算についても、経理規則に定められた通り、各部署から提出された次年度の設備施設計画や購入計画に基づき経理部が原案を作成し、評議員会の意見を聞き理事会で審議し、作成している。必要が生じれば補正予算を編成している。

Ⅲ-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、平成 14(2002)年度より長谷川公認会計士事務所が担当している。各年度とも、概ね 4 名から 5 名の公認会計士により中間監査が 11 月に 5 日間、期末監査が 4 月から 5 月に 8 日間にわたり、現物監査を主体に厳正に行われている。
それぞれの監査期間中には、2 名の監事も会計監査に立会い監査状況の報告を受けるとともに、活発な質疑応答が行われており、監事による監査機能も十分に発揮されている。

基準Ⅲの改善・向上方策（将来計画）

平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間を期間とする「学園中期計画」の期間満了に伴い、平成30(2018)年2月28日の理事会にて平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間の学園中期計画が承認され、平成30(2018)年4月1日以降施行となる。年度ごとに計画の進行状況を確認し、見直しを加えながら計画を遂行していく。

今後、法令の改定等が多くあることが想定されるが、随時検討を行い学内の規定に反映していく。

学園の財務基盤・収支バランスのより一層の向上を図るために、学生募集活動はもとより、収益事業、資産運用委員会の設立、コンサルティング会社との連携による大規模な経費削減等を計画している。

基準Ⅳ 自己点検・評価

Ⅳ－１ 自己点検・評価の適切性

≪Ⅳ－１の視点≫

Ⅳ-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

Ⅳ-1-② 自己点検・評価体制の適切性

Ⅳ-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅳ-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、平成3(1991)年6月の大学設置基準改正に伴い、平成5(1993)年に「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則」（以下「自己点検・評価委員会規則」という。）を制定した。その第1条に、「武蔵野音楽大学における自己点検・評価を総合的に行うため、武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会を置く。」と定め、「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」（以下「自己点検・評価委員会」という。）を発足させた。発足当初は教育研究活動の概略を取りまとめることからスタートした。

その後、さらに大学設置基準の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されたことに伴い、平成12(2000)年、本学における教育研究活動及び管理運営等について、自ら点検・評価を行う「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」（以下「実施要項」という。）を定め、適宜改定を加えながら、大学の自己点検・評価を行っている。

平成24(2012)年度には、第２期の機関別認証評価を見越し、独自の評価基準、評価項目等を定め、自己点検・評価を実施した。また、平成27(2015)年度には平成26(2014)年度に受けた機関別認証評価において、指摘を受けた事項及び改善向上方策として本学が上げた事項についての対応状況について自己点検・評価を行った。

Ⅳ-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学における自己点検・評価を総合的に行うための体制は、図4-1-1のとおりである。

図4-1-1　自己点検・評価体制

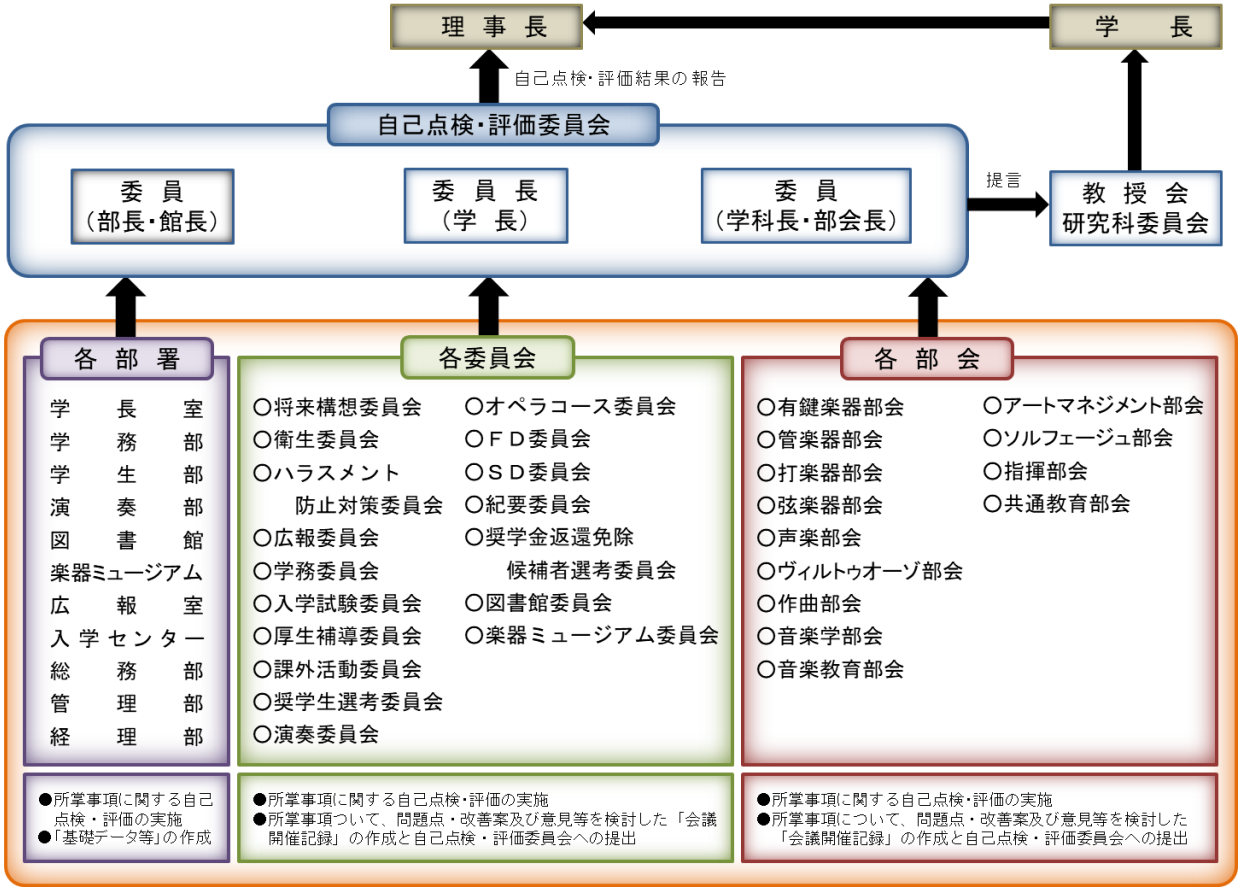

「自己点検・評価委員会規則」において「自己点検・評価委員会」の組織・運営について定め、「実施要項」において自己点検・評価の実施組織、実施方法、評価基準、報告書作成の要領等について定めている。これに基づき教育研究活動及び管理運営等の改善向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、理事長の諮問機関として学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を、「自己点検・評価委員会規則」により次のように組織し審議している。

（組織）
第2条　委員会は、次の委員で組織し、定足数は、全委員の過半数とする。
⑴　武蔵野音楽大学学長（以下「学長」という。）
⑵　武蔵野音楽大学部長、図書館長、楽器ミュージアム館長および学科長
（委員長）
第3条　委員長は、学長をもって充てる。
2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3　委員長に事故あるときは、理事長の指名する委員が代行する。
（審議事項）
第4条　委員会は、次の事項を審議する。
⑴　自己点検･評価対象項目に関する事項
⑵　自己点検･評価の実施に関する事項
⑶　自己点検･評価の確認･活用に関する事項
⑷　その他自己点検･評価に関し理事長の諮問する事項
2　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
3　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の実施や、自己点検・評価結果の取りまとめ及び公表等に関する業務を統括する。また、必要に応じて重要な研究課題、改善点等については、教授会、研究科委員会、さらに理事会へ提言しその審議を受ける。

自己点検・評価は、学長室、学務部、学生部、演奏部、図書館、楽器ミュージアム、総務部、管理部、経理部、広報室、入学センター（以下「各部署」という。）のほか、17の委員会及び13の部会が「実施要項」に示す評価項目ごとの担当区分に基づき、その所管事項について実施する。

このように自己点検･評価を全学的かつ組織的に推進する体制を整備し、適切に実施している。

Ⅳ-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

Ａ．総合的な自己点検・評価の実施

本学の自己点検・評価の周期は平成24(2012)年度に行った改定により、「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」第7条に「自己点検・評価は、原則として3年ごとに実施するものとする。ただし自己点検･評価の実施項目の性格･内容等により、これに拠りがたい場合は、変更することができる。」と定めている。

平成24年度の自己点検・評価の周期の改定後の自己点検・評価は平成24(2012)年度、平成27(2015)年度に実施している。

Ⅳ－２ 自己点検・評価の誠実性

≪Ⅳ－２の視点≫

Ⅳ-2-① 根拠資料に基づいた透明性の高い自己点検・評価

Ⅳ-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

Ⅳ-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅳ-2-① 根拠資料に基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」の第6条に示す別表において大学独自の自己点検評価基準の基準項目ごとに根拠資料を具体的に示している。

また、毎年度、自己点検・評価の基礎資料として、「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」第2条に規定する委員会、部会を対象に「会議開催記録」の提出を求めている。これらのエビデンスに基づいた、透明性の高い自己点検・評価に取組んでいる。

Ⅳ-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」第 2 条より、委員会、部会に提出を求めている「会議開催記録」、別表に定めている自己点検・評価を実施する際に必要なエビデンスの他、各部署において様々なデータの収集と分析を行っている。

Ａ．学生による授業評価アンケート

本学は「自己点検・評価」の一環として「学生による授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートについては音楽大学の特性も鑑み、レッスンとクラス授業とに区分し、交互に実施している。直近ではレッスンについての授業評価アンケートを、平成 27（2015）年に実施した。江古田新キャンパスへの移転の関係もあり、クラス授業については平成 30（2018）年度に実施する予定である。

授業評価アンケートの結果については、各教員へ通知を行い「コメント」の提出を求めている。また、各教員のコメントも含めた結果を学長、学務部長、部会長に報告している。

Ｂ．学生満足度調査

学務部において第 3・4 年次生を対象とした「学生満足度調査」を実施している。この調査は、専攻実技及び専門科目の授業に対する学生の満足度を問うとともに、教育環境（施設設備、学生相談等）、学生自身の 1 日あたりの平均学修時間等について問いかけている。また、自由記述欄も設けている。

Ｃ．新入生アンケート

新入生に対し、進学に関する情報や大学で勉強したいこと、卒業後の希望進路などについてアンケートを行っている。

Ｄ．学生募集関連のデータの収集と分析

本学の学生募集に関するデータを収集し、他大学や高等教育全体の状況と比較分析を行っている。

Ｅ．高等教育関連の情報の蓄積

文部科学省を始め、教育界の動向を収集・蓄積し、必要に応じて報告している。

Ｆ．入学生追跡調査による選抜方法の妥当性の検証

文部科学省より毎年出される大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者の入試時の成績と１年次の成績を比較し入試の選抜機能が妥当であるかの検証を行っている。また、1 年次から 4 年次までを経年比較し学生の学修が順調に行われているかの分析も行っている。

Ⅳ-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学の自己点検・評価の結果は、学内での共有を図るとともに、社会に公表している。

平成24(2012)年度に実施した自己点検・評価の結果については、「実施要項」第8条の規定に基づき、「自己点検・評価委員会」において「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、各部署、研究室等に配布した。また、平成25(2013)年10月、HP に掲載して公表した。

Ⅳ－３ 自己点検・評価の有効性

≪Ⅳ－３の視点≫

Ⅳ-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅳ-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規則」及び「実施要項」に則り行われ、その結果改善が必要と認められるものの中で、特に重要な事項については教授会、研究科委員会の審議を経て、さらに理事会の決定に基づき改善等を行っている。

自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価委員会」が最終的に「自己点検・評価報告書」の形にとりまとめ、理事長に報告するとともに学内外に公表し、自己点検・評価の内容について全学的な共通理解のもと、本学の教育水準の向上に向けた改善等につなげている。

平成27(2015)年度については、平成26(2014)年度に日本高等教育評価機構で受審した大学機関別認証評価で本学が改善向上方策として記載した事項及び指摘を受けた事項についての改善や実施状況について自己点検・評価を行い、その結果は中期計画をはじめ、平成29（2017）年度から新学科の設置や江古田新キャンパスへの移転に向けて重要な資料となった。

また、「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」により、自己点検・評価委員会は、FD 委員会から当該年度の FD 計画および前年度の実施評価の報告を受けることとなっており、教育研究面での PDCA サイクルを補完している。近年は自己点検・評価委員会と FD 委員会は一部

同時開催としている。

自己点検・評価の結果は、法人と大学において広く共有されるとともに、それを活用することができる仕組みとなっており、自己点検・評価の活動は報告書の作成をもって終わることなく、改善・向上のための PDCA サイクルの仕組みは確立し機能している。

自己点検・評価の結果は、法人と大学において広く共有されるとともに、それを活用することができる仕組みとなっており、自己点検・評価の活動は報告書の作成をもって終わることなく、改善・向上のための PDCA サイクルの仕組みは確立し機能している。

基準Ⅳの改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価については、平成 30(2018)年度より認証評価が第 3 期のサイクルへ移行となるため、各評価機関の評価基準が変更となる。本学は現状第 2 期の評価基準を参考とし本学独自の「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」を定めているため、第 3 期のサイクルへ移行に合わせて改定を計画している。

基準Ⅴ 演奏活動

Ⅴ－１ 教育の成果発表の場としての演奏活動

≪Ⅴ－１の視点≫

Ⅴ-1-① 演奏会の開催目的とその管理・運営

Ⅴ-1-② 大学の国際交流の重視と交流活動の実施

Ⅴ-1-③ 演奏活動を通じた他大学、他団体、企業等との連携

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅴ-1-① 演奏会の開催目的とその管理･運営

演奏家の育成においては、レッスンによるトレーニングはもとより、聴衆を前にしての演奏経験を積ませることが極めて重要なことである。聴衆を前にしての演奏経験はそれ自体が学生の日頃の学修成果の発表の場であるとともに日頃の練習では得ることのできない経験を得る場でもある。そのため、本学では様々な形態の演奏会を開催している。

また、演奏家はもとより、作曲家、音楽学者、音楽教育者、音楽マネージャー等演奏を主としない者についても、豊かな音楽性を身に付けさせることが重要であり、音楽性の涵養には良質の演奏に触れさせることが基本である。このため本学では内外の著名な演奏家・指導者・研究者等による「武蔵野音楽大学公開講座シリーズ」をはじめとして演奏会・公開講座を多数開催し、学生・教職員には無料で公開している。

演奏会等の開催については「演奏委員会」「オペラコース委員会」を中心に企画立案し、大学運営委員会、教授会の議を経て学長の承認を得た後、理事長が決定している。演奏会の運営については、主として演奏部が担当している。また、演奏旅行に際しては本学の同窓会組織をはじめ、地域の教育委員会および音楽・教育関連団体の協力を得て実施している。

Ⅴ-1-② 大学の国際交流推進の重視と交流活動の実施

本学においては西洋音楽の教育研究が中心となっていることから、欧米各国をはじめとした国際交流を推進し、教育研究に反映すべく種々の取組みを行っている。

Ａ．海外からの演奏家、教育者、研究者、演奏団体の招聘

本学では、これまでにリスト音楽院、ジュリアード音楽院、国立台北芸術大学等、海外の著名な音楽大学又は音楽学部の学生による演奏団体を招いており、演奏会を実施するとともに学生間の交流を行っている。これにより本学の学生は世界の音楽大学の現状を知り、その後の研究活動に役立てている。

平成 29(2017)年度においては、公開講座シリーズにおいて、外国人演奏家のレクチャー＆コンサート等を数多く開催した。

Ｂ．海外公演の実施

本学では昭和 52(1977)年の管弦楽団ドイツ公演を皮切りに、管弦楽団、ウィンドアンサンブル、室内合唱団の海外公演を実施してきた。公演地はドイツ、オーストリア、ハンガリー、アメリカ、台湾の主要都市であり、その実施は 14 回を数える。

西洋音楽を学ぶ者にとって、その発祥の地での演奏経験は極めて貴重な体験であり、参加学生のその後の研究活動の糧となることは言うまでもないが、本学の教育研究の成果発表という側面からも、現地での評価はその後の本学における教育研究活動の方向性を考える上で重要な示唆を得るものである。

Ｃ．海外の教育機関等との交流

本学は、ともにアジアにあって西洋音楽を中心に教育研究する両大学が、交流を通じて協力し合い、互いの教育研究に生かしていくために平成 23(2011)年に国立台湾師範大学との国際交流協定の締結を行っている。

また、平成 28(2016)年度は、台湾新北市忠義小学校弦楽団が来校し、本学教員による弦楽指導、「交歓演奏会」を実施した。また、公益財団法人交流協会および台湾国際教育旅行連盟からの依頼により、台湾の芸術教育視察団を受入れ、附属高等学校の授業見学、歓迎演奏、校内施設見学、意見交換を行った。

新キャンパスへの移転後である平成 29（2017）年度にも台湾輔仁大学音楽学部長、教員、学生が来校し、本学の紹介のほかキャリア教育・学生支援体制等について意見交換を行った。また、台湾桃園市立中興中学校音楽科管弦楽団が来校し、本学教員による公開レッスンなどに引き続き、訪日記念演奏会をブラームスホールで実施し交流を図った。

Ⅴ-1-③ 演奏活動を通じた他大学、他団体、企業等との連携

Ａ．地域との文化振興への貢献

大学キャンパス所在地である東京都練馬区および埼玉県入間市、またその他近隣の自治体と音楽文化振興に関する協力について継続的に検討の場を設けており、種々の事業を実施している。地域における演奏活動は地域の文化振興への寄与、学生の研究成果発表の機会、大学の教育研究活動への理解のそれぞれの側面から重要な意義を持っている。

Ｂ．文化施設・文化団体との連携

音楽ホールを中心とした文化施設、芸術団体、企業等との連携による活動も活発に行っている。これらの活動は本学の教育研究活動の発表と社会に対する音楽文化振興の意義を併せ持つものである。

Ｃ．他大学とのコラボレーション

平成 18(2006)年以降、文化学園大学の卒業イベントにおいて、本学の器楽及び声楽専攻

の学生が音楽演奏を担当している。この企画は本学と文化学園大学と日本体育大学の学生同士のコラボレーションとして実施しており、専門の異なる学生同士が協力し作品を作り上げる過程において、幅広い芸術性を実体験を通じて養うことのできる絶好の機会となっている。

その年ごとのテーマに基づき、数回の意見交換等を経て演奏曲目が決められる。演奏指導には本学教員が、準備調整段階では演奏部が支援し、例年 3 回の公演が行われる。

基準Ⅴの改善・向上方策（将来計画）

江古田新キャンパスプロジェクトの完遂に伴い、リハーサルホールを含むホールの完成等、演奏環境が大幅に向上した、これに伴い、学生の学修成果の発表の場である演奏会、本学教員による演奏会、外国人演奏家を招聘しての公開講座等、演奏活動をより充実させていく。

また、平成 24(2012)年以降、江古田新キャンパスプロジェクトの進行の兼ね合いで海外公演を実施していないが、平成 30(2018)年度に実施することを予定している。

基準Ⅵ 社会連携

Ⅵ－１ 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

≪Ⅵ－１の視点≫

Ⅵ-1-① 大学施設の開放、公開講座、生涯教育等、物的・人的資源を社会に提供する努力

Ⅵ-1-② 博物館の整備と適切な運営管理

Ⅵ-1-③ 武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

（1）事実の説明及び自己評価

Ⅵ-1-① 大学施設の開放、公開講座、生涯教育等、物的・人的資源を社会に提供する努力

Ａ．大学施設の開放等物的資源の提供

ａ．コンサートホールの開放

本学は江古田キャンパスと入間キャンパスに 4 つのコンサートホール、パルナソス多摩に 1 つの合計 5 つのコンサートホールを備えている。これらのホールについては主として全国の教育関係機関、音楽団体等が企画する演奏会、研究発表会、学会、講演会、中・高等学校吹奏楽コンクールの練習等、また、TV ドラマ・映画撮影などの要請に応えて、本学の教育研究に支障のない限り使用を認めている。特に中学生・高校生の利用においては、本学の本格的なコンサートホールでの演奏が彼らの貴重な体験になると教育関連機関からも評価されている。

ｂ．楽器ミュージアム

「武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」は江古田・入間両キャンパスの展示施設に加えて、パルナソス多摩に展示室を設けそれぞれに所蔵資料を展示し、一般にも無料で公開している。なお、現在、江古田新キャンパスへの移転に伴い閉館しており、パルナソス多摩に展示室のみ公開している。

ｃ．江古田カレッジトライアングル

西武池袋線江古田駅周辺の 3 大学（武蔵野音楽大学・日本大学芸術学部・武蔵大学）が、平成 25(2013)年から練馬区と協働で実施している 3 大学合同学園祭プロジェクトであり、毎年、練馬産の野菜を使った飲食物の販売や、3 大学を巡る企画などを実施している。

Ｂ．人的資源の提供

社会に対する人的資源の提供としては、教員・学生等による演奏会、講座等の実施や演奏者・講師の派遣を活発に行っている。これらは社会貢献のみならず、芸術文化の振興、生涯学習の観点から極めて意義のあるものであり、音楽大学の特性を生かした多彩な内容となっている。

Ｃ．専攻別クリニック

小中高生を対象とし、ピアノ・声楽・管打楽器・弦楽器について本学の講師陣の指導を受けることができるクリニックを年各 2 回開催している。受講者の目的や習熟度に応じ、きめ細やかな指導を行うことにより、演奏技術の向上、音楽芸術への理解の深化を図っている。

Ｄ．「免許法認定講習」「教員免許状更新講習」

本学では昭和 50(1975)年度から、毎年夏期に現職の教員を対象とした「免許法認定講習」を開講している。これは教育職員免許法に従って文部科学大臣が認定する講習として行っているものであり、音楽の上級免許状の取得、または新たな音楽の教職免許状を取得のための単位授与を目的としている。

また、平成 21(2009)年から施行された教員免許状更新制度により、同じく文部科学大臣が認定する講習として、「教員免許状更新講習」を開講している。

Ｅ．公開講座

学生・教職員の教育研究に資するため、内外の著名な演奏家・指導者・研究者等による公開講座を毎年継続的に企画・開催している。これらを広く一般にも公開し、学外の研究者、指導者の研修・研鑽、また一般の音楽愛好家に対しての生涯学習の機会を提供している。

Ｆ．生涯教育

ａ．社会人のための夏期研修講座

毎年夏期休暇中の 3 日間にわたり、社会人を対象とした「夏期研修講座」を実施しており、音楽文化の普及・向上のため、本学教員を講師として、時代に即した内容の講座を開講している。

ｂ.別科

音楽を志す幅広い年齢層の方を対象に、音楽の技術および知識のレベルアップを図ることを目的として別科を設置している。

この課程には器楽コース（有鍵楽器・管楽器・打楽器・弦楽器)、声楽コース、作曲コース、指揮コースの 4 つのコースを設けており、各コースとも 1 つの実技科目と 2 つ以上の学科目を選択し受講する必要がある。

また、別科生は図書館の利用、練習室の利用等、学部生に準じるサポートを受けることができる。

Ⅵ-1-② 楽器ミュージアムの整備と適切な運営管理

現在は江古田新キャンパスへの移転に伴い、パルナソス多摩を除き閉館中であり、開館に向けて環境の整備等を行っている。

Ⅵ-1-③ 武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

Ａ．武蔵野音楽大学と全国都道府県に所在する同窓会支部との連携による演奏会・公開講座

全国に広がる同窓会組織は母校の支援を活動趣旨とするが、同時に本学の卒業生が卒業後も研究や演奏活動を継続する場として、重要な意義のある組織となっており、地域の文化発展にも大きく関わる組織でもある。本学では全国各地の同窓会支部との連携により、各地域の音楽文化発展の一翼を担うべく講師・演奏者等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。

また、本学における教育研究活動の公開、成果発表の場としても重要な、オーケストラ、ウィンドアンサンブルの地方公演、各地での学校説明会等を同窓会との連携により積極的に行っている。

基準Ⅵの改善・向上方策（将来計画）

大学、自治体、企業等の関係諸機関・諸団体との連携による演奏会の実施、講師派遣、施設設備等の供与・開放等、社会貢献に資する活動は今後とも継続的に実施する。

楽器ミュージアムについては、江古田新キャンパスでの開館にあたり、建築に使用する薬剤や湿度等の空気環境が古い楽器に影響を及ぼす恐れがあるため、本学が求める基準に達するまで施設内の空気環境の精査を行う。